

# 福岡市保健福祉審議会 第1回高齢者保健福祉専門分科会議事次第

日 時 平成20年5月15日(木)15:30～

場 所 エルガーラホール 7階 中ホール

## I 開会

## II 審議事項

- 1 副専門分科会長の選任について
- 2 部会委員の指名について

## III 報告事項

- 1 本市の高齢者保健福祉施策の状況について
- 2 介護保険事業計画策定に係る国・県の動向について

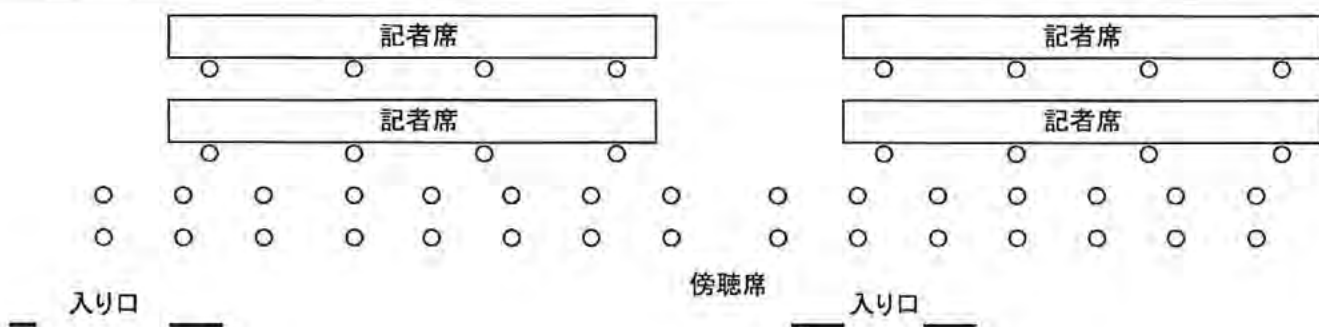
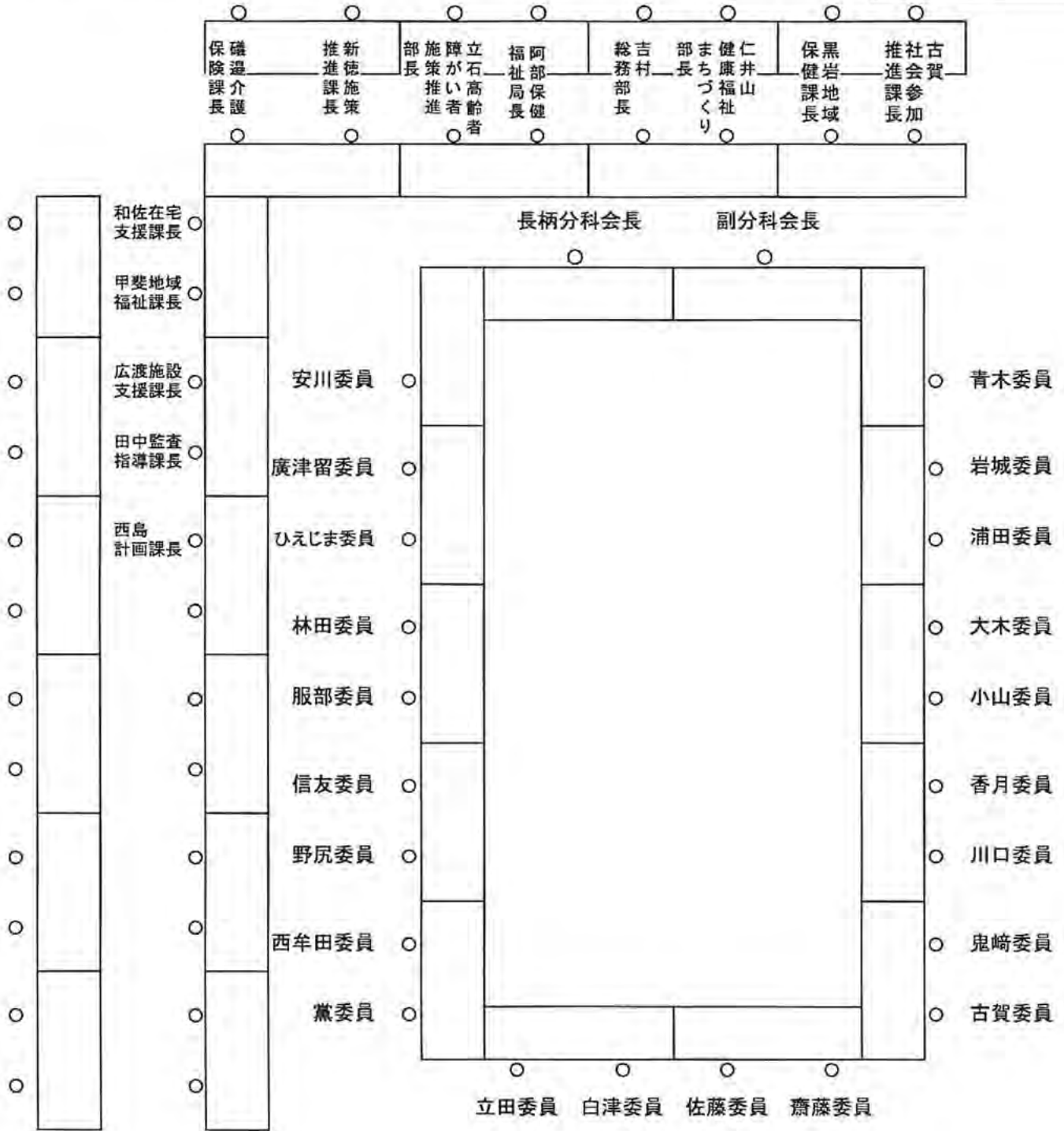
## IV 意見交換事項

- 1 高齢者保健福祉計画策定に当たっての考え方について

## V 閉会

福岡市保健福祉審議会第1回高齢者保健福祉専門分科会 座席表

日時:平成20年5月15日  
 15:30開始  
 会場:エルガーラホール7階  
 中ホール



## 福岡市保健福祉審議会高齢者保健福祉専門分科会委員名簿

氏 名	団体名等
青 木 武	福岡市自治協議会等 7 区会長会
岩 城 和 代	岩城法律事務所弁護士
浦 田 裕	西日本新聞社論説委員会
大 木 麻美子	福岡市老人福祉施設協議会
小 山 寿美子	福岡県社会福祉士会
香 月 泰 子	福岡県看護協会
川 口 秀 子	福岡県介護福祉士会
鬼 崎 信 好	福岡県立大学
古 賀 清 恵	NPO笑顔
齊 藤 定 敏	福岡市老人クラブ連合会
佐 藤 芙美子	被保険者代表（公募）
白 津 陽 一	被保険者代表（公募）
神 宮 純 江	(財)福岡市健康づくり財団
立 田 洋 子	被保険者代表（公募）
黨 寛 雄	福岡市民生委員児童委員協議会
◎長 柄 均	福岡市医師会
西牟田 耕 治	被保険者代表（公募）
西 村 喜代子	(社)福岡県高齢者能力活用センター
野 尻 旦 美	福岡市議会議員
信 友 浩 一	九州大学大学院
服 部 直 和	福岡県介護老人保健施設協会
林 田 正 統	福岡市社会福祉協議会
ひえじま 俊和	福岡市議会議員
廣津留 珙 子	福岡市介護保険事業者協議会
松 尾 早 苗	認知症の人と家族の会福岡県支部
水 城 四 郎	福岡市議会議員
安 川 仁	(株)九電工

# 福岡市保健福祉審議会 第1回高齢者保健福祉専門分科会資料

## 資料1 高齢者保健福祉専門分科会の運営等について

・・・ 1

- 1 福岡市保健福祉審議会条例
- 2 福岡市保健福祉審議会施行規則
- 3 福岡市保健福祉審議会高齢者保健福祉専門分科会運営要綱
- 4 計画策定体制について

## 資料2 副専門分科会長の選任について

・・・ 11

- 1 副専門分科会長の選任について

## 資料3 部会委員の指名について

・・・ 13

- 1 部会委員構成

## 資料4 本市の高齢者保健福祉施策の状況について

・・・ 15

- 1 第3期介護保険事業計画の概要
- 2 高齢者保健福祉事業について
- 3 生きがいづくりと社会参加施策について

## 資料5 介護保険事業計画策定に係る国・県の動向について

・・・ 37

- 1 第4期介護保険事業計画策定に当たっての国の考え方
- 2 福岡県地域ケア体制整備構想の概要について

別冊資料1 地域包括支援センターの見直しについて

別冊資料2 療養病床から転換した介護老人保健施設に係る介護報酬改定等について

別冊資料3 平成19年度高齢者実態調査の概要

別冊資料4 高齢者保健福祉計画の策定について(諮問)

別冊資料5 高齢者プラン

別冊資料6 第3期介護保険事業計画



高齢者保健福祉専門分科会の運営等について

# 1 福岡市保健福祉審議会条例

平成 19 年福岡市条例第 11 号

## (設置)

第 1 条 社会福祉をはじめとした保健福祉施策を総合的に推進するため、社会福祉法（昭和 26 年法律第 45 号。以下「社福法」という。）第 7 条第 1 項に規定する地方社会福祉審議会、障害者基本法（昭和 45 年法律第 84 号。以下「障基法」という。）第 26 条第 1 項に規定する地方障害者施策推進協議会及び精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和 25 年法律第 123 号。以下「精神保健福祉法」という。）第 9 条第 1 項に規定する地方精神保健福祉審議会として、福岡市保健福祉審議会（以下「審議会」という。）を置く。

## (所掌事務)

第 2 条 審議会は、次に掲げる事項について調査審議し、市長の諮問に答え、意見を述べるほか必要な事務を処理するものとする。

- (1) 社福法第 7 条に規定する社会福祉に関すること。
- (2) 障基法第 26 条第 2 項に規定する障がい者施策に関すること。
- (3) 精神保健福祉法第 9 条に規定する精神保健及び精神障がい者福祉に関すること。
- (4) その他市長が特に必要と認めること。

## (組織)

第 3 条 審議会は、委員 35 人以内で組織する。

2 特別の事項を調査審議するため必要があるときは、審議会に臨時委員を置くことができる。

## (委員)

第 4 条 審議会の委員及び臨時委員は、社福法第 9 条に規定する者のうちから、市長が任命する。

2 委員の任期は、3 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任されることができる。

4 臨時委員は、当該特別の事項に関する調査審議が終了したときは、解任されるものとする。

5 委員及び臨時委員は、その職務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、また同様とする。

## (委員長及び副委員長)

第 5 条 審議会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 委員長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会の会議は、委員長が招集し、委員長がその議長となる。

- 2 委員長は、委員の4分の1以上が審議すべき事項を示して招集を請求したときは、審議会を招集しなければならない。
- 3 審議会は、委員及び議事に関係のある臨時委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 4 審議会の議事は、出席した委員及び議事に関係のある臨時委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(専門分科会)

第7条 審議会は、専門の事項を調査審議するため、次の各号に掲げる専門分科会を置き、当該各号に定める事項を調査審議するものとする。

- (1) 地域保健福祉専門分科会 地域保健福祉に関する事項
  - (2) 高齢者保健福祉専門分科会 高齢者の保健福祉に関する事項
  - (3) 障がい者保健福祉専門分科会 社福法第11条第1項に規定する身体障がい者の福祉に関する事項その他障がい者の保健福祉に関する事項
  - (4) 健康づくり専門分科会 健康づくりに関する事項
  - (5) 民生委員審査専門分科会 社福法第11条第1項に規定する民生委員の適否の審査に関する事項
- 2 審議会は、前項各号に定める事項以外の事項を調査審議するため、必要に応じその他の専門分科会を置くことができる。
  - 3 専門分科会の委員は、審議会の委員及び臨時委員のうちから委員長が指名する。
  - 4 専門分科会に専門分科会長（以下この条において「分科会長」という。）及び副専門分科会長（以下この条において「副分科会長」という。）を置き、委員の互選によってこれを定める。
  - 5 分科会長は、専門分科会の会務を総理する。
  - 6 副分科会長は、分科会長を補佐し、分科会長に事故があるとき、又は分科会長が欠けたときは、その職務を代理する。
  - 7 専門分科会は、必要があると認めるときは、会議に参考人の出席を求め、意見を聴くことができる。
  - 8 審議会は、法令に定めがあるもののほか、規則で定めるところにより、専門分科会の決議をもって、審議会の決議とすることができる。
  - 9 前条の規定は、専門分科会について準用する。この場合において、同条中「審議会」とあるのは「専門分科会」と、「委員長」とあるのは「分科会長」と、「委員の4分の1」とあるのは「専門分科会の委員の4分の1」と、「委員及び議事に関係のある臨時委員」とあるのは「専門分科会の委員」と読み替えるものとする。



(審査部会)

第8条 社会福祉法施行令(昭和33年政令第185号)第3条第1項に規定する審査部会は、障がい者保健福祉専門分科会に置くものとする。

(庶務)

第9条 審議会の庶務は、保健福祉局において処理する。

(委任)

第10条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、規則で定める。

## 附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成20年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による廃止前の福岡市社会福祉審議会条例(平成12年福岡市条例第16号。次項において「廃止前の社会福祉審議会条例」という。)による福岡市社会福祉審議会並びにその委員長、副委員長、委員及び臨時委員は、それぞれ、この条例の施行の日(次項において「施行日」という。)において、この条例の規定により置かれた審議会並びにその委員長、副委員長、委員及び臨時委員となるものとする。

3 廃止前の社会福祉審議会条例による福岡市社会福祉審議会に置かれた地域福祉専門分科会、高齢者福祉専門分科会、障がい者福祉専門分科会及び民生委員審査専門分科会並びに審査部会並びにそれらの専門分科会長、専門分科会副会長及び専門分科会の委員は、それぞれ、施行日において、この条例の規定により置かれた地域保健福祉専門分科会、高齢者保健福祉専門分科会、障がい者保健福祉専門分科会及び民生委員審査専門分科会並びに審査部会並びにそれらの専門分科会長、副専門分科会長及び専門分科会の委員となるものとする。

4 この条例の施行の際現に委員である者の任期は、平成21年1月20日までとする。

(福岡市社会福祉審議会条例等の廃止)

5 次に掲げる条例は、廃止する。

(1) 福岡市社会福祉審議会条例

(2) 福岡市障がい者施策推進協議会条例(昭和52年福岡市条例第22号)

(3) 福岡市精神保健福祉審議会条例(平成8年福岡市条例第15号)

## 2 福岡市保健福祉審議会条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、福岡市保健福祉審議会条例(平成19年福岡市条例第11号。以下「条例」という。)第10条の規定に基づき、福岡市保健福祉審議会(以下「審議会」という。)の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(専門分科会)

第2条 条例第7条第8項の規定により審議会の決議とする事項は、次の各号に掲げる専門分科会の区分に応じ、当該各号に定める事項とする。

- (1) 地域保健福祉専門分科会 社会福祉法(昭和26年法律第45号)第107条に規定する市町村地域福祉計画に関する事項
- (2) 高齢者保健福祉専門分科会 老人福祉法(昭和38年法律第133号)第20条の8第1項に規定する市町村老人福祉計画に関する事項及び介護保険法(平成9年法律第123号)第117条第1項に規定する市町村介護保険事業計画に関する事項
- (3) 障がい者保健福祉専門分科会 障害者基本法(昭和45年法律第84号)第9条第3項に規定する市町村障害者計画に関する事項及び障害者自立支援法(平成17年法律第123号)第88条第1項に規定する市町村障害福祉計画に関する事項
- (4) 健康づくり専門分科会 健康増進法(平成14年法律第103号)第8条第2項に規定する市町村健康増進計画に関する事項
- (5) 条例第7条第2項の規定により置かれた専門分科会 あらかじめ審議会の委員長が定めた事項

2 専門分科会長は、専門分科会における調査審議の結果を審議会の委員長に報告するものとする。

(部会)

第3条 専門分科会長が必要と認めるときは、専門分科会に部会を置くことができる。

2 部会の委員は、専門分科会に属する委員及び臨時委員のうちから専門分科会長が指名する。

3 部会に部会長及び副部会長を置き、部会の委員の互選によってこれを定める。

4 部会長は、部会の会務を総理する。

5 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故があるとき、又は部会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(審査部会)

第4条 条例第8条に規定する審査部会は、次に掲げる事項を調査審議するものとする。

- (1) 社会福祉法施行令(昭和33年政令第185号)第3条第1項に規定する身体障がい者の障がい程度の審査
  - (2) 身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条第2項に規定する医師の指定に当たっての意見
  - (3) 更正医療を担当する医療機関の指定等に当たっての意見
- 2 前条第3項から第5項までの規程は、審査部会について準用する。  
(規定外の事項)

第5条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、審議会の委員長が定める。

#### 附 則

##### (施行期日)

- 1 この規則は、平成20年4月1日から施行する。  
(福岡市社会福祉審議会条例施行規則の廃止)
- 2 福岡市社会福祉審議会条例施行規則(平成12年福岡市規則第99号)は、廃止する。

### 3 福岡市保健福祉審議会高齢者保健福祉専門分科会運営要綱

#### (趣旨)

第1条 この要綱は、福岡市保健福祉審議会条例第7条第1項第2号の規定に基づいて設置される、福岡市保健福祉審議会高齢者保健福祉専門分科会（以下「専門分科会」という。）の運営に関し必要な事項について定める。

#### (部会)

第2条 専門分科会に、次の各号に掲げる部会を設置する。

- (1) 高齢者支援事業部会 定数10名以内
- (2) 介護給付費・基盤整備部会 定数10名以内

2 前項各号に定める部会の所掌事務は、別表に掲げるとおりとする。

3 部会は、部会長が招集し、部会長がその議長となる。

4 部会は、部会に属する委員及び臨時委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

5 部会の議事は、出席した委員及び臨時委員の過半数で可決し、可否同数の時は、部会長の決するところによる。

6 部会は、必要があると認めるときは、会議に参考人の出席を求め、意見を聴くことができる。

7 部会の会長は、部会における調査審議の結果を専門分科会長（以下「分科会長」という。）に報告するものとする。

8 部会の会議は、公にすることにより、率直な意見の交換が不当に損なわれるおそれや市民の間に不当に混乱を生じさせるおそれがあることから、これを非公開とする。

#### (会議の公開)

第3条 専門分科会の会議は、これを公開する。

2 議題を非公開とする場合の決定は分科会長に一任する。

#### (傍聴人の定員)

第4条 傍聴人の定員は30名以内とする。

#### (傍聴手続)

第5条 傍聴を希望する者に傍聴整理券を配布し、傍聴を希望する者が定員を超えた場合は抽選により決定する。

2 傍聴人は傍聴受付で必要事項を記入して、係員の指示により傍聴席に着かなければならない。

(傍聴することができない者)

第6条 次の各号のいずれかに該当する者は、傍聴することができない。

- (1) 酒気を帯びていると認められる者
- (2) 凶器の類等他人に危害を加えるおそれがある物品を携帯している者
- (3) はち巻、ピラ、プラカード、旗の類等議事を妨害するおそれがある物品を携帯又は着用している者
- (4) その他円滑な議事の運営を妨害し、又は他人に迷惑を及ぼすおそれがあると認められる者

(傍聴人の守るべき事項)

第7条 傍聴人は静粛を旨とし、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 会場における言論に対して拍手その他の方法により公然と賛否を表明しないこと
- (2) 談笑、騒ぎ立てること、みだりに席を離れること等議事の妨げ又は他人の迷惑となる行為をしないこと
- (3) 飲酒又は喫煙をしないこと
- (4) 携帯電話の受信音を出さないこと
- (5) 写真撮影、録画、録音等を行わないこと。ただし、分科会長の許可を得た場合を除く
- (6) その他議事の秩序を乱し、又は議事の妨害となるようなことをしないこと

(傍聴人の退場)

第8条 傍聴人がこの要綱に違反するときは、分科会長はこれを制止し、それでもなおその指示に従わず、会議の目的が達成できないと認められる場合は、当該傍聴人を退場させる、或いは当該会議を中止する等の措置を講ずることができる。

(庶務)

第9条 専門分科会の庶務は、保健福祉局高齢者・障がい者施策推進部施策推進課において処理する。

2 部会の庶務は、保健福祉局の所管課において処理する。

附 則

1 この要綱は、平成20年4月1日より施行する。

2 最初の部会は、第2条第3項の規定にかかわらず高齢者保健福祉専門分科会長が招集する。

## 別表(第2条関係)

### 部会の所掌事務

#### 1 高齢者支援事業部会

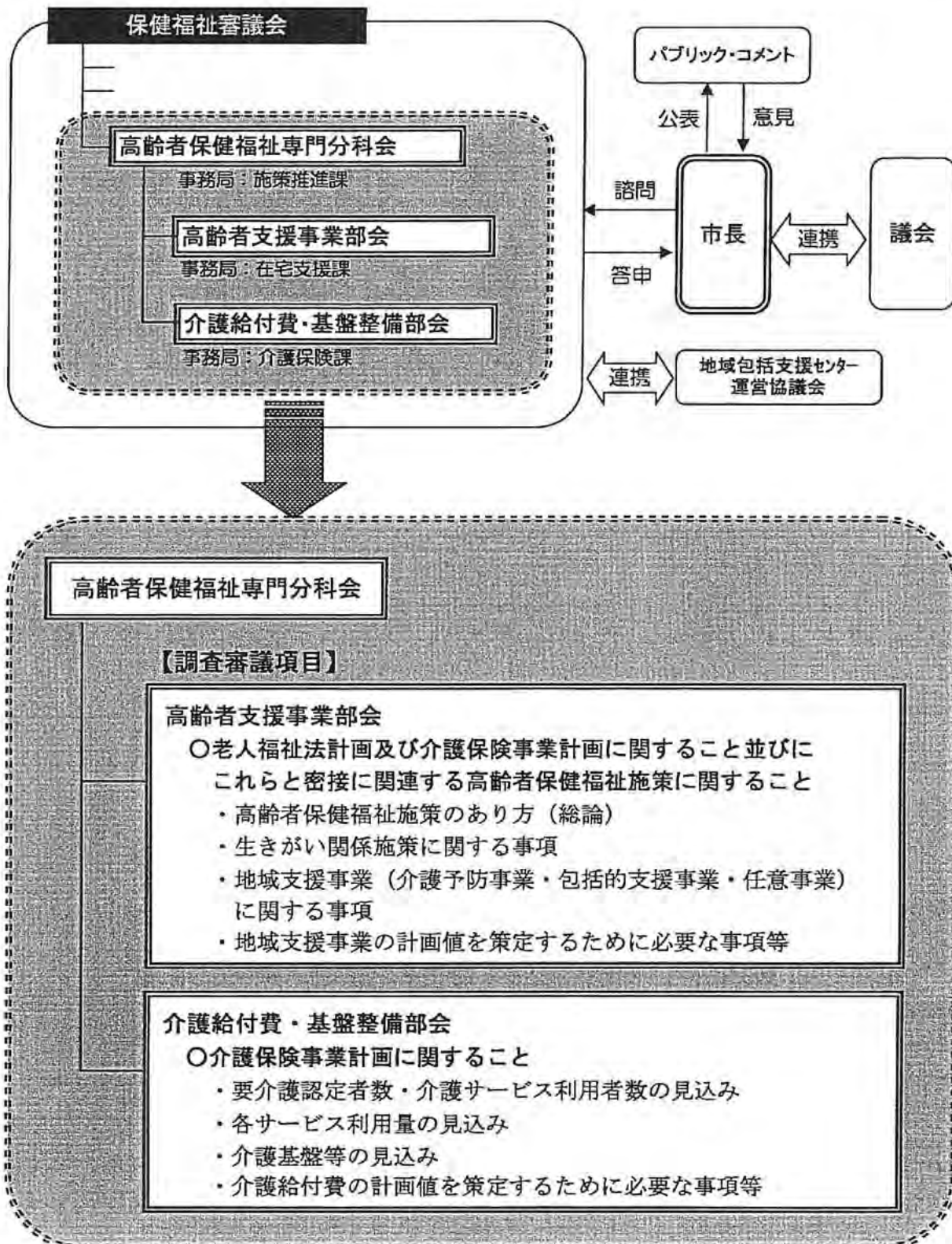
- 当該部会は、老人福祉計画の総論及び生きがい関係施策と介護保険事業計画の地域支援事業関係等の在宅施策を主に担当し、検討していくものとする。
  - (1) 今後の高齢者保健福祉施策のあり方（総論）と生きがい関係施策のあり方
  - (2) 地域支援事業（介護予防事業、包括的支援・任意事業）の対象者の推計に関する  
こと
  - (3) 地域支援事業（介護予防事業、包括的支援・任意事業）の目標量及び費用の見込  
みに関する  
こと  
（ただし、包括的支援事業のうち地域包括支援センター運営協議会の決定事項に  
係るものを除く。）
  - (4) その他介護予防に必要な事業等の保健福祉事業の実施に関する事項

#### 2 介護給付費・基盤整備部会

- 当該部会は、介護保険事業計画における介護サービスの見込みや基盤整備の推進  
などの事項を主に担当し、検討していくものとする。
  - (1) 要介護認定者数等及び介護サービス（介護保険施設・地域密着型サービス、居住  
系サービス、居宅系サービス）の利用見込みに関する  
こと
  - (2) 介護保険施設及び介護保険外施設の整備に関する  
こと
  - (3) 市町村特別給付に関する  
こと
  - (4) 地域密着型サービスの指定等に関する  
こと
  - (5) その他介護給付費の見込を策定するために必要な事項や介護保険事業の円滑な  
推進に関する  
こと

#### 4 高齢者保健福祉計画策定体制

「老人福祉計画」及び「介護保険事業計画」を一体的に策定する「福岡市高齢者保健福祉計画」は、本市における持続可能な高齢者保健福祉施策の総合的な推進と介護保険制度の円滑な実施を図るため、高齢者に関する各種施策の基本方針及び具体的な展開等並びに介護保険制度運営の基本となる各種サービスの目標量等を定めることとしています。



副専門分科会長の選任について



## 1 副専門分科会長の選任について

平成20年4月1日に福岡市社会福祉審議会が福岡市保健福祉審議会として改編された。

福岡市保健福祉審議会条例附則第3項により、前身の福岡市社会福祉審議会に置かれた高齢者福祉専門分科会の専門分科会副会長は、高齢者保健福祉専門分科会の副専門分科会長となるものとされているが、副会長が委員を退任されたことに伴い、現在は空席となっている。

については、福岡市保健福祉審議会条例第7条第4項により、委員の互選によって副専門分科会長を選任する。

### 福岡市保健福祉審議会条例～抜粋～

#### 第7条

- 4 専門分科会に専門分科会長(以下この条において「分科会長」という。)及び副専門分科会長(以下この条において「副分科会長」という。)を置き、委員の互選によってこれを定める。

#### 附則

- 3 廃止前の社会福祉審議会条例による福岡市社会福祉審議会に置かれた地域福祉専門分科会、高齢者福祉専門分科会、障がい者福祉専門分科会及び民生委員審査専門分科会並びに審査部会並びにそれらの専門分科会長、専門分科会副会長及び専門分科会の委員は、それぞれ、施行日において、この条例の規定により置かれた地域保健福祉専門分科会、高齢者保健福祉専門分科会、障がい者保健福祉専門分科会及び民生委員審査専門分科会並びに審査部会並びにそれらの専門分科会長、副専門分科会長及び専門分科会の委員となるものとする。

部会委員の指名について

## 1 部会委員構成

### ○ 高齢者支援事業部会

氏名	団体名等
岩城和代	岩城法律事務所弁護士
香月泰子	福岡県看護協会
古賀清恵	NPO笑顔
佐藤芙美子	被保険者代表（公募）
神宮純江	(財)福岡市健康づくり財団
黨實雄	福岡市民生委員児童委員協議会
西牟田耕治	被保険者代表（公募）
西村喜代子	(社)福岡県高齢者能力活用センター
信友浩一	九州大学大学院
松尾早苗	認知症の人と家族の会福岡県支部

(敬称略・50音別)

### ○ 介護給付費・基盤整備部会

氏名	団体名等
浦田裕	西日本新聞社論説委員会
大木麻美子	福岡市老人福祉施設協議会
小山寿美子	福岡県社会福祉士会
川口秀子	福岡県介護福祉士会
鬼崎信好	福岡県立大学
齊藤定敏	福岡市老人クラブ連合会
白津陽一	被保険者代表（公募）
立田洋子	被保険者代表（公募）
服部直和	福岡県介護老人保健施設協会
廣津留瑛子	福岡市介護保険事業者協議会

(敬称略・50音別)

本市の高齢者保健福祉施策の状況について

## 1 第3期介護保険事業計画の概要

介護保険制度を円滑に運営するために本市では、学識経験者、保健医療福祉関係者、市民団体の代表者などで構成する「介護保険事業計画策定委員会（後に「介護保険運営委員会」に変更）」を設置し、市民からの幅広い意見を反映させた「第3期福岡市介護保険事業計画（計画期間平成18年度～平成20年度）」を策定している。この事業計画に基づき、高齢者ができる限り住み慣れた地域や家庭において、安心して暮らすことができるよう、介護保険制度の安定運営に努めている。

### (1) 介護保険制度について

第3期の介護保険制度は、高齢化の進展の中で、要介護者の増加等を踏まえ、将来的に持続可能な制度となるよう「予防重視型システム」への転換とともに、効果的・効率的な事業を推進していくため、地域包括支援センターが設置されるなどの制度改革が行われた。

#### ○ 予防重視型システムの推進

高齢者が介護を必要とする状態となることをできる限り防止（発生を予防）するための「介護予防事業」と、介護を必要とする状態になってもそれ以上重度化しない（維持・改善を図る）ための予防給付を実施するなど、介護予防を総合的に推進している。

#### ○ 地域包括支援センターの設置

「介護予防事業」と「予防給付」のケアマネジメントは、地域包括支援センターで一元的に行い、一人ひとりの高齢者に対して、一貫性・連続性のあるケアマネジメントを行っている。

### ① 地域支援事業（介護予防事業）の実施

平成18年度より、「地域支援事業」を実施しているが、その中で、元気な高齢者や要介護状態になるおそれの高い高齢者（特定高齢者）を対象とした介護予防事業を実施している。

特定高齢者を対象とした介護予防事業では、健診、本人・家族からの相談、要介護認定の結果（非該当の方）などから、特定高齢者を把握し、介護予防事業の対象とし、「適切な介護予防ケアマネジメントによる高齢者一人ひとりにあったサービスの提供」「効果の評価」を行っている。

### ② 予防給付（要支援1・2）の実施

状態の維持・改善の可能性の高い要支援者に対しては予防給付の対象としているが、そのサービスの内容を定める「ケアマネジメント」の作成については、「本人ができることは可能な限り本人が行う」「本人の生活能力を引き出すためのサービスを適切に組み合わせ提供する」などを基本として、自立に向けた目標指向型の介護予防サービス計画を利用者と共働して作成し、利用後一定期間において、効果の評価を行っている。

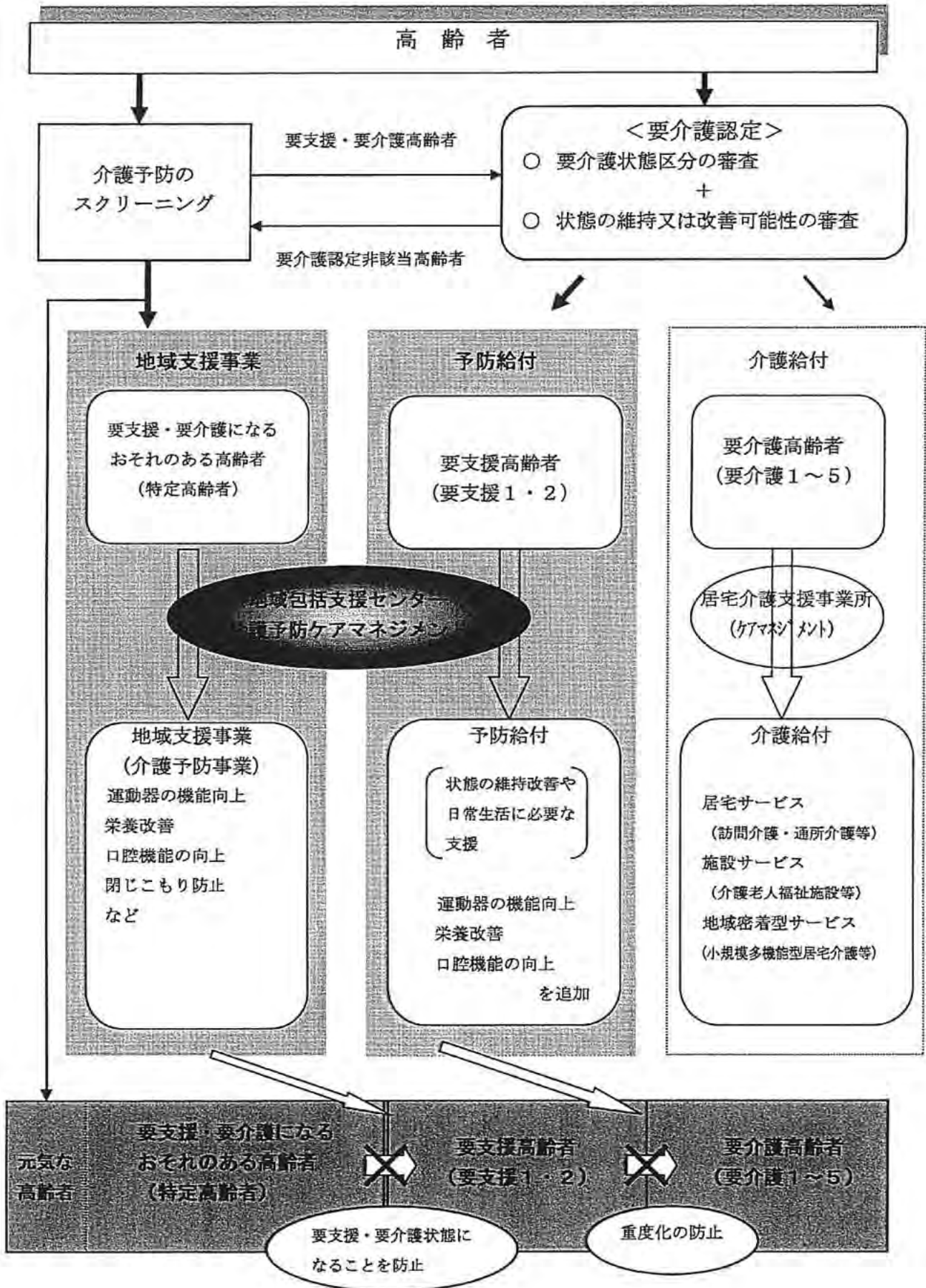
なお、予防給付のサービスは、既存サービスについて内容・提供方法・提供期間などを見直して提供するとともに、第3期において新たなメニューとして「運動器の機能向上」「栄養改善」「口腔機能の向上」のサービスを、介護予防通所介護・介護予防通所リハビリテーションにおいて実施している。

### ③ 介護給付（要介護1～5）の実施

常時介護が必要な要介護者には、介護の必要程度に応じ、訪問介護や通所介護などの「居宅サービス」、または介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）などでの「施設サービス」等の介護サービスを提供している。

また、平成18年度の介護保険制度改正により、住み慣れた地域での生活を支えるために、身近な地域で介護サービスを提供する小規模多機能型居宅介護などの「地域密着型サービス」が創設されている。

# 介護保険制度の概要



## (2) 被保険者数の推移

第1号被保険者(65歳以上)が増加し、高齢化率は16%を超えており、特に、後期高齢者(75歳以上)の増加が大きなものとなっている。

(単位:人)

区 分	19年度平均(A)	18年度平均(B)	増減 (A-B)	比較 (A/B)
総人口…a	1,393,028	1,381,353	11,675	100.8%
第1号被保険者数 (65歳以上人口)…b	225,421	217,458	7,963	103.7%
前期(65-74歳人口)	124,783	121,940	2,843	102.3%
後期(75歳以上人口)	100,638	95,518	5,120	105.4%
第1号被保険者数の総人口に 占める割合…b/a (高齢化率)	16.2%	15.7%	0.5%	
2号被保険者数(40-64歳人口)	449,876	445,744	4,132	100.9%

※ 「総人口」＝「住民基本台帳人口」＋「外国人登録人口」

## (3) 要介護認定者数の推移

平成19年度の要介護認定者数は、平成18年度に比し、やや増となっている。また、平成18年度より、状態の維持・改善可能性が高いものとして、予防給付の対象となる「要支援1」「要支援2」が創設されているが、その認定者数の合計は平成19年度平均で、11,692人となっている。

(単位:人)

区 分	19年度平均		18年度平均	
	人数	構成比	人数	構成比
要介護認定者数	42,475	100.0%	41,551	100.0%
認定率		18.8%		19.1%
経過的要介護(旧要支援)	0	0.0%	3,647	8.8%
要支援1	6,464	15.2%	4,057	9.8%
小計	6,464	15.2%	7,704	18.5%
要支援2	5,228	12.3%	2,658	6.4%
要介護1	10,563	24.9%	11,827	28.5%
要介護2	6,591	15.5%	6,393	15.4%
要介護3	5,262	12.4%	4,746	11.4%
要介護4	4,343	10.2%	4,498	10.8%
要介護5	4,024	9.5%	3,725	9.0%

※ 認定率＝要介護認定者数／第1号被保険者数

### ○状態の維持・改善可能性に係る審査の状況 (平成18年4月～平成20年3月審査判定分まで)

要介護1相当	31,851 件	100.0%
要介護1	16,082 件	50.5%
要支援2	15,769 件	49.5%

※介護の手間に係る審査判定において「要介護1相当」とされた人については、状態の維持・改善可能性に係る審査判定により、「要介護1」と「要支援2」に区分

#### (4) 要介護認定者数の推移

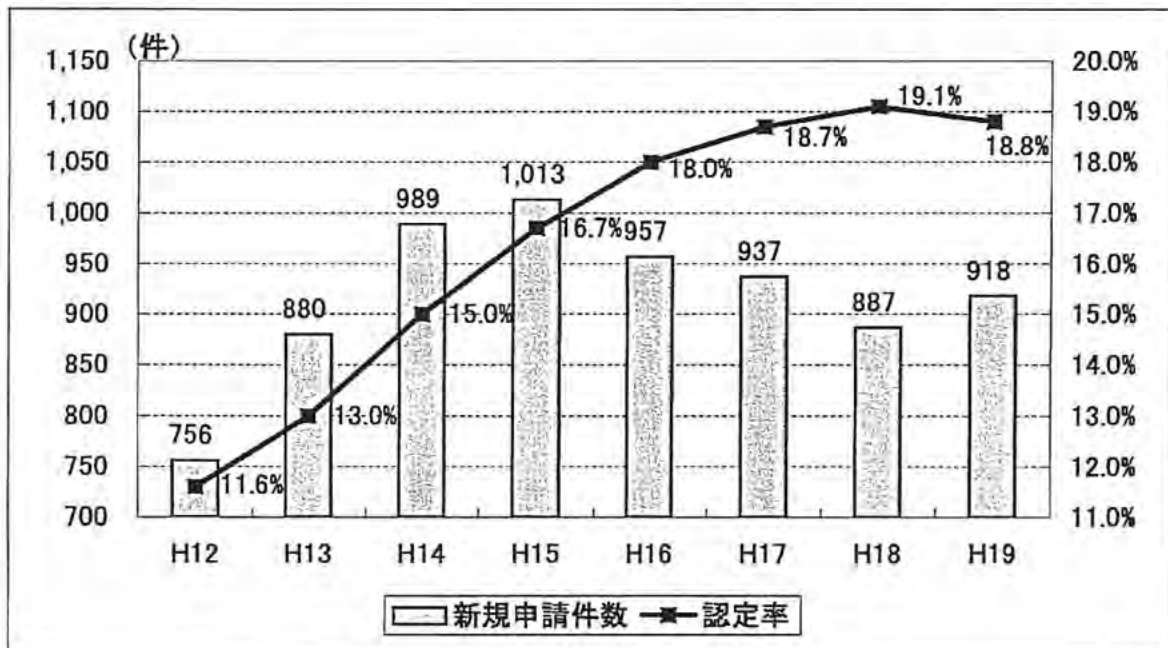
要介護認定の新規申請件数(月平均)

年度	12	13	14	15	16	17	18	19
新規申請件数	756	880	989	1,013	957	937	887	918

※新規申請には市外転入の継続者を含む。

認定率(要介護認定者数の第1号被保険者に対する割合:年度平均)

年度	12	13	14	15	16	17	18	19
認定率	11.6%	13.0%	15.0%	16.7%	18.0%	18.7%	19.1%	18.8%

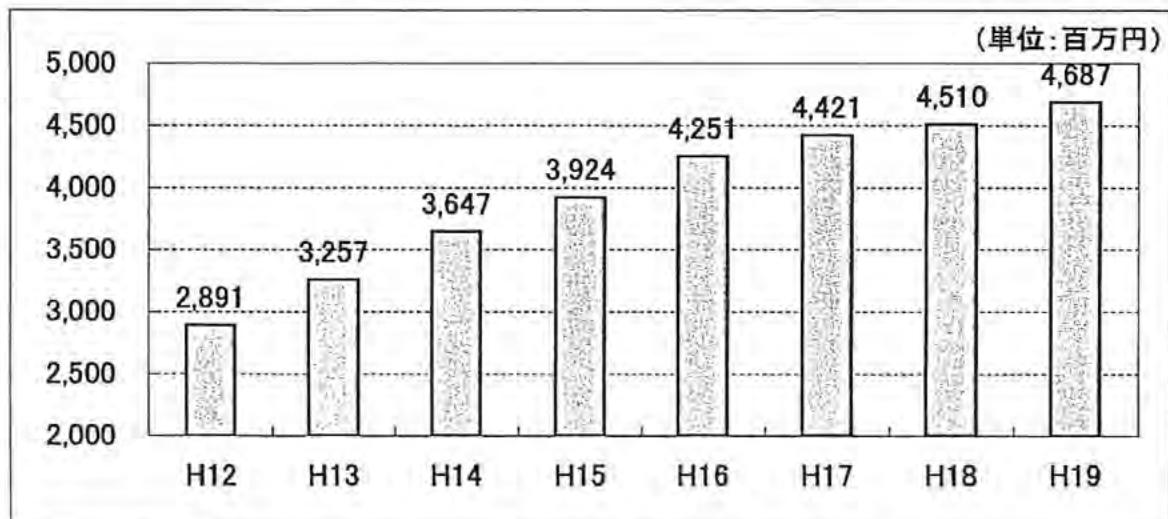


年度別介護給付費(月平均)

(単位:百万円)

年度	12	13	14	15	16	17	18	19
月平均給付費	2,891	3,257	3,647	3,924	4,251	4,421	4,510	4,687

※平成12年度については、償還12か月、現物11か月分のため、便宜上11か月の平均としている。





(5) 介護サービスの利用状況

① 介護サービス利用者の状況

サービス利用率については、要介護1～5においては、全体として変化は少なく、要支援1～2においては、前年度よりサービス利用率が伸びている。

(単位:人)

区分	H19年度平均(A)		H18年度平均(B)		増減 (A-B)	比較 (A/B)
	人数	構成比	人数	構成比		
要介護認定者数	42,673		41,551		1,122	102.7%
サービス利用者 (標準的在宅+居住系+施設)	32,481 (76.5%)	100.0%	31,797 (76.5%)	100.0%	684	102.2%
要支援1	3,988 (61.7%)	12.3%	2,402 (59.2%)	7.6%	1,586	166.0%
要支援2	3,482 (66.6%)	10.7%	1,704 (64.1%)	5.4%	1,778	204.3%
経過的要介護(旧要支援)			2,582 (70.8%)	8.1%	△ 2,582	皆減
要介護1	8,515 (80.6%)	26.2%	9,440 (79.8%)	29.7%	△ 925	90.2%
要介護2	5,552 (84.2%)	17.1%	5,387 (84.3%)	16.9%	165	103.1%
要介護3	4,437 (84.3%)	13.7%	3,941 (83.0%)	12.4%	496	112.6%
要介護4	3,638 (83.8%)	11.2%	3,700 (82.3%)	11.6%	△ 62	98.3%
要介護5	2,869 (71.3%)	8.8%	2,641 (70.9%)	8.3%	228	108.6%
標準的在宅サービス利用者	22,028	99.9%	21,981	100.0%	47	100.2%
要支援1	3,809	17.3%	2,310	10.5%	1,499	164.9%
要支援2	3,308	15.0%	1,615	7.3%	1,693	204.8%
経過的要介護(旧要支援)			2,495	11.4%	△ 2,495	皆減
要介護1	6,853	31.1%	7,924	36.0%	△ 1,071	86.5%
要介護2	3,857	17.5%	3,728	17.0%	129	103.5%
要介護3	2,231	10.1%	1,964	8.9%	267	113.6%
要介護4	1,234	5.6%	1,232	5.6%	2	100.2%
要介護5	736	3.3%	713	3.3%	23	103.2%
居住系サービス利用者	3,421	100.0%	2,859	100.0%	562	119.7%
要支援1	177	5.2%	88	3.1%	89	201.1%
要支援2	164	4.8%	80	2.8%	84	205.0%
経過的要介護(旧要支援)			87	3.0%	△ 87	皆減
要介護1	942	27.5%	808	28.2%	134	116.6%
要介護2	752	22.0%	674	23.6%	78	111.6%
要介護3	658	19.2%	528	18.5%	130	124.6%
要介護4	492	14.4%	428	15.0%	64	115.0%
要介護5	236	6.9%	166	5.8%	70	142.2%
施設サービス利用者	7,032	99.8%	6,957	100.0%	75	101.1%
要支援1(経過措置)	2	0.0%	4	0.1%	△ 2	50.0%
要支援2(経過措置)	10	0.1%	9	0.1%	1	111.1%
要介護1	720	10.2%	708	10.2%	12	101.7%
要介護2	943	13.4%	985	14.2%	△ 42	95.7%
要介護3	1,548	22.0%	1,449	20.8%	99	106.8%
要介護4	1,912	27.2%	2,040	29.3%	△ 128	93.7%
要介護5	1,897	26.9%	1,762	25.3%	135	107.7%

※( )内はサービス利用率(=サービス利用者数/要介護認定者数)。

※各実績は、国保連合会への支払実績による。

## ② 介護サービスの利用状況

平成19年度におけるサービスの利用状況は、前年度と比較して若干の増加傾向にあるが、訪問介護、訪問入浴介護、福祉用具貸与、居宅介護支援・介護予防支援、介護療養型医療施設については、減少している。

### <在宅サービス>

サービス区分	単位	事業計画 (A)	H19年度 平均(B)	計画比 (B/A)	H18年度 平均(C)	18年度比 (B/C)
訪問介護	利用者数(人/月)		12,155		12,517	97.1%
介護予防訪問介護	人/月	8,620	4,689	54.4%	2,601	180.3%
訪問介護	時間/週	37,500	35,104	93.6%	42,207	83.2%
訪問入浴介護	回/週	427	389	91.1%	390	99.7%
訪問看護	回/週	3,253	3,144	96.6%	3,141	100.1%
訪問リハビリテーション	回/週	249	608	244.2%	380	160.0%
通所介護	利用者数(人/月)		7,904		7,151	110.5%
介護予防通所介護	人/月	3,050	2,072	67.9%	1,029	201.4%
通所介護	回/週	9,220	13,777	149.4%	13,681	100.7%
通所リハビリテーション	利用者数(人/月)		4,250		4,204	101.1%
介護予防通所リハビリテーション	人/月	1,670	805	48.2%	411	195.9%
通所リハビリテーション	回/週	6,846	7,791	113.8%	8,124	95.9%
短期入所生活介護	日/月	8,947	13,771	153.9%	12,013	114.6%
短期入所療養介護	日/月	1,842	1,560	84.7%	1,559	100.1%
居宅療養管理指導	人/月	2,350	3,086	131.3%	2,757	111.9%
福祉用具貸与	人/月	10,210	6,762	66.2%	7,364	91.8%
居宅介護支援・介護予防支援	人/月	26,650	21,606	81.1%	21,729	99.4%
特定福祉用具販売	人/年	5,370	4,312	80.3%	3,984	108.2%
住宅改修	人/年	5,000	3,470	69.4%	3,432	101.1%
夜間対応型訪問介護	人/月	1,570	—	—	—	—
認知症対応型通所介護	回/週	1,428	817	57.2%	741	110.3%
小規模多機能型居宅介護	人/月	630	92	14.6%	50	184.0%

### <居住系サービス>

サービス区分	単位	事業計画 (A)	H19年度 平均(B)	計画比 (B/A)	H18年度 平均(C)	18年度比 (B/C)
認知症対応型共同生活介護	人/月	1,060	1,195	112.7%	1,141	104.7%
特定施設入居者生活介護 (地域密着型を含む)	人/月	1,610	2,210	137.3%	1,718	128.6%

### <施設サービス>

サービス区分	単位	事業計画 (A)	H19年度 平均(B)	計画比 (B/A)	H18年度 平均(C)	18年度比 (B/C)
介護老人福祉施設	人/月	3,440	3,247	94.4%	3,143	103.3%
介護老人保健施設	人/月	2,530	2,475	97.8%	2,442	101.4%
介護療養型医療施設	人/月	1,210	1,310	108.3%	1,372	95.5%

※各サービスには、予防給付分を含む。

(6) 平成19年度介護保険料の状況

① 本市介護保険料の状況(平成19年度)

所得段階	対象者	保険料月額 (円)	人数 (人)	割合	参考:平成18年4月1日現在		
					所得段階	人数(人)	割合
第1段階 (×0.5)	生活保護受給者 老齢福祉年金受給者で世帯非課税	2,247	11,652	5.2%	第1 段階	11,143	5.2%
第2段階 (×0.5)	市民税世帯非課税 (課税年金収入額+合計所得金額)が8 0万円以下	2,247	40,337	18.1%	第2 段階	38,535	18.0%
第3段階 (×0.75)	市民税世帯非課税 第1段階及び第2段階以外	3,370	28,642	12.9%	第3 段階	26,297	12.3%
第4段階 (基準額)	市民税本人非課税	4,494	58,381	26.3%	第4段階 (基準額)	57,120	26.7%
第5段階 (×1.25)	市民税本人課税(合計所得金額200 万円未満)	5,617	44,990	20.2%	第5 段階	43,257	20.2%
第6段階 (×1.5)	市民税本人課税(合計所得金額200 万円以上300万円未満)	6,741	18,524	8.3%	第6 段階	18,063	8.5%
第7段階 (×1.75)	市民税本人課税(合計所得金額300 万円以上600万円未満)	7,864	11,596	5.2%	第7 段階	11,206	5.3%
第8段階 (×2.0)	市民税本人課税(合計所得金額600 万円以上)	8,988	8,323	3.8%	第8 段階	8,131	3.8%
合計			222,445	100.0%	合計	213,752	100%

※人数については、19年12月末に4/1現在を遡って集計したもの。

※所得段階の数値は基準額に対する割合

② 保険料の軽減措置について

税制改正に伴い保険料段階が上昇する者については、平成18・19年度と期限を限定し、本来の保険料から減額する激変緩和措置を講じていたが、保険料の負担を考慮し、平成20年度においても措置を延長している。

○税制改正に伴い第4段階となる者

・平成18年度:基準額×0.83(3,730円),平成19・20年度:基準額×0.91(4,089円)

・対象者数 3,058人(平成20年3月末現在)

[基準額:4,494円]

○税制改正に伴い第5段階となる者

・平成18年度:基準額×0.91(4,089円),平成19・20年度:基準額×1.08(4,853円)

・対象者数 15,765人(平成20年3月末現在)

[基準額:4,494円]

※税制改正に対する激変緩和措置

平成18年度からの老年者非課税措置の廃止に伴い、平成17年1月1日現在65歳以上(昭和15年1月2日以前生まれ)で、前年の合計所得金額が125万円以下の人に対する急激な負担上昇を緩和するための措置。

③ 保険料の独自減免について

○独自減免の内容

所得段階が第3段階で、次のすべての要件に該当する者の保険料額を第2段階相当額に減額。

ア 世帯の年収が1人世帯で120万円,2人世帯で180万円(以降1人増で50万円加算)以下であること

イ 別世帯の市民税課税者の扶養を受けていないこと

ウ 別世帯の市民税課税者と生計を共にしていないこと

エ 世帯全員の預(貯)金等の合計額がアの基準額の2倍以下であること

オ 居住用以外の土地、建物を有していないこと(活用することが困難であると認められるものを除く)

○対象者数(平成20年3月末現在)

決定件数:491件

④ 平成19年度介護保険料収納状況(平成20年3月末現在)

	調定		収納		収納率		
	件数	金額(円)	件数	金額(円)	件数	金額	
特別徴収	4月期分	182,708	1,888,904,036	182,708	1,888,904,036	100.00%	100.00%
	6月期分	183,958	1,617,097,513	183,958	1,617,097,513	100.00%	100.00%
	8月期分	185,437	1,631,970,085	185,437	1,631,970,085	100.00%	100.00%
	10月期分	187,912	1,765,955,071	187,912	1,765,955,071	100.00%	100.00%
	12月期分	186,127	1,718,071,831	186,127	1,718,071,831	100.00%	100.00%
	2月期分	184,488	1,705,868,622	184,488	1,705,868,622	100.00%	100.00%
	小計	1,110,630	10,327,867,158	1,110,630	10,327,867,158	100.00%	100.00%
普通徴収	4月期分	38,485	178,231,087	32,548	150,339,151	84.57%	84.35%
	5月期分	39,801	159,354,421	33,648	134,542,728	84.54%	84.43%
	6月期分	38,525	153,626,019	32,258	128,146,632	83.73%	83.41%
	7月期分	38,620	155,089,554	32,272	129,423,576	83.56%	83.45%
	8月期分	37,860	151,276,876	31,485	125,485,746	83.16%	82.95%
	9月期分	39,421	160,205,983	32,705	132,637,997	82.96%	82.79%
	10月期分	36,839	143,431,991	30,726	118,739,690	83.41%	82.78%
	11月期分	37,507	154,658,684	30,947	127,350,057	82.51%	82.34%
	12月期分	39,393	164,043,466	32,581	135,376,651	82.71%	82.52%
	1月期分	40,970	175,128,530	33,551	143,086,611	81.89%	81.70%
	2月期分	42,523	187,195,939	33,991	148,872,249	79.94%	79.53%
	3月期分	44,566	206,980,107	31,308	140,729,537	70.25%	67.99%
	※過年度随時賦課	1,583	9,304,510	1,419	7,681,021	89.64%	82.55%
	小計	476,093	1,998,527,167	389,439	1,622,411,646	81.80%	81.18%
合計	1,586,723	12,326,394,325	1,500,069	11,950,278,804	94.54%	96.95%	

※過年度随時賦課とは、3月中に65歳到達した者など3月末(18年度中)の調定に間に合わず4月以降(19年度)に賦課するもの。

## 2 高齢者保健福祉事業について

### (1) 地域包括支援センター事業

#### 【概要】

平成18年4月1日、高齢者の保健・医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援するため、高齢者数、要介護者数等を勘案し、市内の身近な地域28箇所に地域包括支援センターを設置した。

同センターには保健師、社会福祉士、主任ケアマネジャーの専門スタッフを配置して、それぞれの専門性を活かし連携しながら、介護予防ケアマネジメントをはじめ総合相談や、権利擁護のほかケアマネジャーへの支援を行うとともに、地域全体で高齢者を支える協力体制の整備を促進している。

#### ① 総合相談支援業務

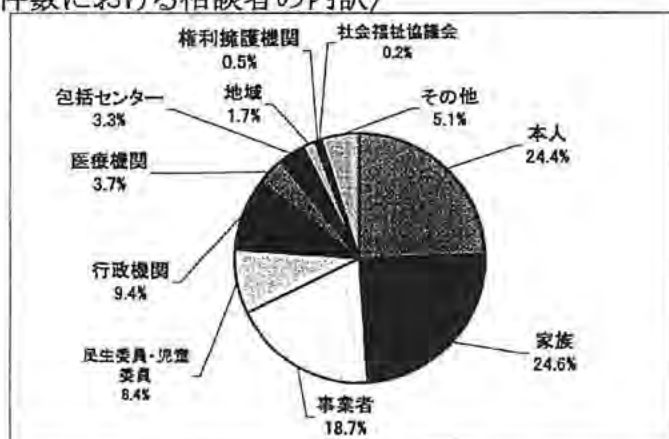
地域の高齢者が住み慣れた地域で、安心してその人らしい生活を継続していくことができるようにするため、どのような支援が必要かを把握し、地域における適切なサービス、関係機関及び制度の利用につなげる等の支援を行なうもの。

#### (ア) 総合相談件数 (平成19年度実績)

総件数	実名相談件数 (延数)	匿名相談件数
32,457	28,758	3,699

※実名相談件数の実人員は、16,384人

#### 〈総件数における相談者の内訳〉

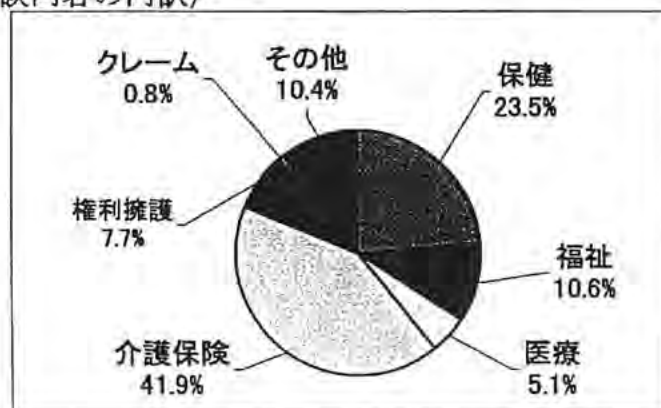


#### (イ) 相談内容の内訳 (平成19年度実績)

計	保健	福祉	医療	介護保険	権利擁護	クレーム	その他
39,785	9,336	4,222	2,036	16,664	3,047	317	4,163
100.0%	23.5%	10.6%	5.1%	41.9%	7.7%	0.8%	10.4%

※相談内容は重複あり(1人が複数の内容の相談を行なった場合は、それぞれに計上)

#### 〈相談内容の内訳〉



## ② 高齢者に対する虐待の防止、早期発見等の権利擁護の支援

地域の住民や民生委員、介護支援専門員などの支援だけでは十分に問題が解決できない場合や、適切なサービス等につながる方法が見つからない等の困難な状況にある高齢者が、地域において安心して生活を行なうことができるよう、専門的・継続的な視点からの支援を行なうもの。

また、成年後見制度の活用促進、高齢者虐待や困難事例への対応、消費者被害の防止に関する諸制度の活用により、高齢者の生活の維持を図るもの。

(平成19年度実績)

計	高齢者虐待の相談件数					権利擁護に関する相談件数					
	小計	身体的虐待	放任・放棄	心理的虐待	経済的虐待	小計	金銭管理	金融・消費・契約問題	制度に関すること	セルフネグレクト	その他
3047	971	538	156	109	168	2076	930	233	418	200	295
100.0%		17.7%	5.1%	3.6%	5.5%		30.5%	7.6%	13.7%	6.6%	9.7%

## ③ 包括的・継続的ケアマネジメント業務

地域の高齢者が住み慣れた地域で末永く暮らすことができるよう、介護支援専門員、主治医、地域の関係機関等の連携、在宅と施設の連携など、地域において多職種相互の協働等により連携し、個々の高齢者の状況や変化に応じて、包括的かつ継続的に支援するもの。

(平成19年度実績)

処遇困難事例の相談	ケアカンファレンス	連絡会議・研修会
3,290	696	2,872

※処遇困難事例の相談：虐待、権利擁護、処遇困難に関する内容で、介護支援専門員等から相談を受け、指導助言を行なった件数

※ケアカンファレンス：介護支援専門員や関係機関関係者を交え、処遇について検討した件数

※連絡会議・研修会：介護支援専門員や民生委員等との会議で情報交換や協議を行なった回数

## ④ 介護予防ケアマネジメント業務

### (ア) 特定高齢者

特定高齢者(要介護状態となるおそれの高い虚弱な状態にあると認められる65歳以上の者など)が、要介護状態になることを予防するため、その心身の状況等に応じて介護予防ケアプランを作成し、ケアプランに基づき、地域支援事業における介護予防事業等が包括的かつ効率的に実施されるよう必要な援助を行なうもの。

(平成19年度実績)

把握数	候補者数	決定者数	介護予防ケアプラン作成数
58,615	4,754	1,964	388

※把握数：特定高齢者の把握のため、国の基本チェックリストを実施した人

※候補者：チェックリストの結果、国の基準に該当した生活機能低下の可能性のある人

※決定者：候補者のうち、地域包括支援センターで介護予防サービスが必要と判断した人

### (イ) 予防給付

予防給付の対象となる要支援1及び要支援2の介護認定を受けた高齢者に、利用者が有している生活機能の維持や改善が図られるようにケアプランを作成し、適切な介護予防サービスの提供を行うことにより高齢者の支援を行なうもの。

なお、ケアプランの作成にあたっては、その一部の業務を居宅介護支援事業者に委託することができることとされている。

(平成19年度実績)

地域包括支援センターによるケアプラン作成数(全体数)			左記の内、居宅介護支援事業者への委託によるケアプラン作成数		
計	新規作成数	再作成数	計	新規作成数	再作成数
19,313	5,676	13,637	4,563	1,396	3,167

## (2) 介護予防の推進

高齢者が要介護状態又は要支援状態となることを予防し、住み慣れた地域で生活を続けることができるように、高齢者全員（以下、一般高齢者という。）を対象とした健康づくりに取り組む中で各種介護予防に関する教室等を実施している。なお、特に生活機能の低下が認められる虚弱な高齢者（基本チェックリストを用い、国の示す基準に基づき地域包括支援センターで決定する者、以下、特定高齢者という。）に対しては、介護予防ケアマネジメントに基づいた教室等を実施するなど、介護予防を総合的に推進していく。

主な事業	事業概要																				
<p>〈生き生きシニア健康福岡21〉</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・転倒予防教室</li> <li>・生き生き講座（一般高齢者）</li> </ul>	<p>健康づくりのため、65歳・70歳の節目健診受診者を対象に、転倒予防の知識や技術の普及を図るため、各区保健福祉センターで定期的開催し、また、公民館や集会所等でも、高齢者の全般的な健康づくり支援のため、転倒予防教室や生き生き講座を開催し、身近な地域における活動を支援する。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>16</th> <th>17</th> <th>18</th> <th>19</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>受講者数(人)</td> <td>—</td> <td>27,312</td> <td>36,067</td> <td>37,595</td> </tr> </tbody> </table>	年度	16	17	18	19	受講者数(人)	—	27,312	36,067	37,595										
年度	16	17	18	19																	
受講者数(人)	—	27,312	36,067	37,595																	
<p>介護予防の啓発（一般高齢者）</p>	<p>啓発を積極的・重点的に行うため、市政だよりや広報テレビ等を活用した啓発を行うとともに、アビスパ福岡・福岡大学と協働した「アビスパde健康教室」の開催、老人クラブ会員を対象とした「介護予防教室1日体験会」を実施する。</p> <p>「アビスパde健康教室」 8回 参加者 497人  「介護予防教室1日体験会」 40回 参加者 235人</p>																				
<p>介護予防教室（特定高齢者）</p>	<p>対象者のケアプランに基づき、特に、運動器の機能向上や栄養改善・口腔機能向上に視点をおいた教室を開催し、各機能に関する具体的知識や技術を習得する。また、交流の機会を生かし、閉じこもりやうつ予防を図る。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>16</th> <th>17</th> <th>18</th> <th>19</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>運動器の機能向上(人)</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>126</td> <td>251</td> </tr> <tr> <td>栄養改善・口腔機能向上(人)</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>37</td> <td>97</td> </tr> <tr> <td>受講者 計(人)</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>163</td> <td>348</td> </tr> </tbody> </table>	年度	16	17	18	19	運動器の機能向上(人)	—	—	126	251	栄養改善・口腔機能向上(人)	—	—	37	97	受講者 計(人)	—	—	163	348
年度	16	17	18	19																	
運動器の機能向上(人)	—	—	126	251																	
栄養改善・口腔機能向上(人)	—	—	37	97																	
受講者 計(人)	—	—	163	348																	

### \* 特定高齢者把握事業推進モデル事業

特定高齢者をより広く把握するため、H19年7～9月の間、2地域包括支援センター圏域（東区・南区）で、民生委員・児童委員、老人クラブ、歯科医師会、薬剤師会の協力・連携のもと、介護予防連絡票（基本チェックリストの簡易版）を利用して特定高齢者を把握するモデル事業を実施した。

### (3) 地域住民による支え合い

高齢者をはじめ、すべての市民が住み慣れた家庭や地域で、健やかで安心して暮らしていくためには、市民一人ひとりが地域コミュニティを構成する一員として、相互に支え合い助け合うシステムづくりを進めていく必要がある。

#### ① 地域コミュニティにおける支援ネットワークづくり

高齢者やその家族を支える地域住民の自主的な保健福祉活動である、「ふれあいネットワーク」、「ふれあいサロン」、「友愛訪問」などを支援するとともに、校区の自治協議会、社会福祉協議会、民生委員・児童委員さらには地域ボランティアなどの連携を深め、高齢者を身近なところで支える地域の活動を推進している。

主な事業	事業概要				
ふれあいネットワーク	一人暮らしの高齢者など援助を要する人が、地域で安心して暮らすことができるよう、地域住民や地域団体等が連携して、日常的な見守り・生活支援（買い物やごみ出しなど）を行うなど、地域の支援ネットワークづくりを推進する。				
	年度	16	17	18	19
	年度末実施校区数(校区)	128	134	126	130
ふれあいサロン	家に閉じこもりがちな高齢者等を対象に、地域のボランティア団体等が、公民館や集会所等でレクリエーションや健康チェックなどを行い、地域との交流を図るとともに、高齢者等の孤独感の解消や寝たきり・認知症の予防に努める。				
	年度	16	17	18	19
	年度末実施校区数(校区)	122	124	122	132
	年度末実施箇所数(箇所)	221	237	231	254
友愛訪問	一人暮らしの高齢者等を定期的に訪問し、安否の確認、孤独感の解消及び地域社会への参加の促進を図る。				
	年度	16	17	18	19
	実施老人クラブ数	1,003	955	914	888

#### ② ボランティア活動等への支援

ボランティア団体をはじめとする民間の非営利団体（NPO）による社会貢献活動が進められており、地域における課題解決など、社会的なニーズにきめ細かく対応できるものとして大きな期待が寄せられている。

各区に設置したボランティアセンターなどを活用し、地域リーダーやボランティアの育成など、市民の主体的な活動を支援している。



(4) 要介護者及び家族介護者への支援

要介護状態でも、できる限り住み慣れた地域や家庭で暮らし続けられるよう、要介護度に応じたきめ細かなサービスを充実し、在宅での自立支援や介護者の負担軽減を図っている。

主な事業	事業概要				
おむつサービス	要介護3～5で寝たきりなどの高齢者に対し、おむつの給付配送サービスを実施する。				
	年度	16	17	18	19
	年度末利用者数(人)	1,301	1,410	1,435	1,703
寝具洗濯乾燥消毒サービス	要介護3～5で寝たきりなどの高齢者に対し、保健衛生の向上のため、寝具の洗濯乾燥消毒サービスを実施する。				
	年度	16	17	18	19
	年度末利用者数(人)	77	89	81	64
移送サービス	要介護4・5で座位が保てず、一般の交通機関を利用することが困難な高齢者に対し、寝台車などのタクシー運賃の一部を助成する。				
	年度	16	17	18	19
	年度末利用者数(人)	64	70	72	72
あんしんショートステイ	要支援1・2、要介護1～5で介護者の入院などで介護保険の限度日数を超過して利用するショートステイの費用の一部を助成する。				
	年度	16	17	18	19
	年度末登録者数(人)	1,373	1,448	1,568	1,730
家族介護者のつどい	家族介護者に対し、介護から一時的に解放し、相互交流・意見交換とともに、介護技術の習得や保健福祉サービスを紹介する「家族介護者のつどい」を実施し、家族の心身のリフレッシュと介護負担の軽減を図る。				
	年度	16	17	18	19
	参加者数(人)	62	53	57	74

(5) 自立のための支援

急速な高齢社会の進展に伴い、一人暮らし高齢者や高齢者夫婦世帯が増加している。

また、核家族化の進展により、家庭での介護能力の低下や、地域のコミュニティ機能の低下など、高齢者を取り巻く社会環境は大きく変化している。

このため、高齢者が安心して自立した生活を送るため、在宅支援サービスの充実に努めるとともに、介護知識の普及を行っている。さらに、要介護状態でも自立した生活ができる住環境の整備を支援している。

① 日常生活支援

主な事業	事業概要										
食の自立支援・配食サービス	<p>虚弱等により食の自立が困難な在宅の単身等高齢者に対して、「食の自立プラン」を作成し、昼食を配達するとともに、安否の確認を行う。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>16</th> <th>17</th> <th>18</th> <th>19</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>年度末利用者数(人)</td> <td>1,010</td> <td>1,420</td> <td>1,203</td> <td>870</td> </tr> </tbody> </table>	年度	16	17	18	19	年度末利用者数(人)	1,010	1,420	1,203	870
年度	16	17	18	19							
年度末利用者数(人)	1,010	1,420	1,203	870							
緊急通報システム	<p>単身の高齢者や身体障がい者が、家庭内で急病や事故等の緊急事態に陥ったとき、自動的に受信センターへ通報できる機器を貸与または給付する。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>16</th> <th>17</th> <th>18</th> <th>19</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>年度末登録者数(人)</td> <td>4,787</td> <td>4,889</td> <td>4,888</td> <td>4,844</td> </tr> </tbody> </table>	年度	16	17	18	19	年度末登録者数(人)	4,787	4,889	4,888	4,844
年度	16	17	18	19							
年度末登録者数(人)	4,787	4,889	4,888	4,844							
声の訪問	<p>単身高齢者に定期的に電話し、相談相手となって安否確認や健康状態を把握するとともに、必要な各種サービスの情報を提供する。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>16</th> <th>17</th> <th>18</th> <th>19</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>年度末登録者数(人)</td> <td>822</td> <td>730</td> <td>674</td> <td>593</td> </tr> </tbody> </table>	年度	16	17	18	19	年度末登録者数(人)	822	730	674	593
年度	16	17	18	19							
年度末登録者数(人)	822	730	674	593							
生活支援ショートステイ	<p>家族の不在等により在宅生活に支障をきたす場合、短期入所により在宅生活を支援する。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>16</th> <th>17</th> <th>18</th> <th>19</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>年度末登録者数(人)</td> <td>16</td> <td>12</td> <td>6</td> <td>5</td> </tr> </tbody> </table>	年度	16	17	18	19	年度末登録者数(人)	16	12	6	5
年度	16	17	18	19							
年度末登録者数(人)	16	12	6	5							
日常生活用具(防火用品)給付	<p>火災警報機、自動消火器、電磁調理器の3品目を、所得に応じて一部助成する。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>16</th> <th>17</th> <th>18</th> <th>19</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>給付(件)</td> <td>200</td> <td>188</td> <td>150</td> <td>172</td> </tr> </tbody> </table>	年度	16	17	18	19	給付(件)	200	188	150	172
年度	16	17	18	19							
給付(件)	200	188	150	172							
介護実習普及センター	<p>介護実習などを通じた介護知識、介護技術の普及とともに、相談体制の整備や福祉用具の展示・普及を推進する。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>16</th> <th>17</th> <th>18</th> <th>19</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>年間利用者数(人)</td> <td>36,553</td> <td>38,575</td> <td>34,243</td> <td>33,231</td> </tr> </tbody> </table>	年度	16	17	18	19	年間利用者数(人)	36,553	38,575	34,243	33,231
年度	16	17	18	19							
年間利用者数(人)	36,553	38,575	34,243	33,231							

② 住環境の整備

主な事業	事業概要																				
住宅改造相談・助成	<p>○身体機能が低下した高齢者に適する住宅への改造については、建築士等の専門相談員が、改造方法や助成制度等に関する相談や情報提供を行う。</p> <table border="1" data-bbox="504 519 1414 618"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>16</th> <th>17</th> <th>18</th> <th>19</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>相談件数(件)</td> <td>2,107</td> <td>1,873</td> <td>2,811</td> <td>2,867</td> </tr> </tbody> </table> <p>○介護保険住宅改修費の給付対象となる工事の一部を除く住宅改造について、身体機能が低下した高齢者のいる世帯に対し、費用の一部を助成し、高齢者の自立の助長や介護者の負担軽減を図る。</p> <table border="1" data-bbox="504 860 1414 958"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>16</th> <th>17</th> <th>18</th> <th>19</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>助成件数(件)</td> <td>211</td> <td>171</td> <td>143</td> <td>129</td> </tr> </tbody> </table>	年度	16	17	18	19	相談件数(件)	2,107	1,873	2,811	2,867	年度	16	17	18	19	助成件数(件)	211	171	143	129
年度	16	17	18	19																	
相談件数(件)	2,107	1,873	2,811	2,867																	
年度	16	17	18	19																	
助成件数(件)	211	171	143	129																	
住宅改修 (介護保険)	<p>高齢者の身体状況に応じて住環境を整える際に、介護保険住宅改修費の支給により、要介護者や要支援者の自立を助長し、介護者の負担軽減を図る。</p> <table border="1" data-bbox="504 1196 1414 1294"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>16</th> <th>17</th> <th>18</th> <th>19</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>給付件数(件)</td> <td>3,848</td> <td>3,744</td> <td>3,432</td> <td>3,470</td> </tr> </tbody> </table>	年度	16	17	18	19	給付件数(件)	3,848	3,744	3,432	3,470										
年度	16	17	18	19																	
給付件数(件)	3,848	3,744	3,432	3,470																	
住宅整備資金貸付	<p>身体機能が低下した高齢者の自立を促し、介護者の負担を軽減するため、住宅を改築又は改造する資金を貸し付ける。</p> <table border="1" data-bbox="504 1487 1414 1585"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>16</th> <th>17</th> <th>18</th> <th>19</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>年度末利用者数(人)</td> <td>0</td> <td>1</td> <td>0</td> <td>0</td> </tr> </tbody> </table>	年度	16	17	18	19	年度末利用者数(人)	0	1	0	0										
年度	16	17	18	19																	
年度末利用者数(人)	0	1	0	0																	

(6) 認知症高齢者への支援

高齢者、特に後期高齢者の増加に伴い、認知症高齢者が増加している。今後、一層の増加が予想されるため、認知症やその予防についての普及啓発、関係機関との連携により地域で支援するネットワーク体制の整備、安全確保や家族介護者支援、認知症高齢者グループホームの確保などの施策に取り組んでいる。また、認知症の早期発見のための取り組みも実施している。

主な事業	事業概要																																			
相談支援ネットワークづくり	地域包括支援センターを中心とした医療・保健・福祉・法曹等関係機関とのネットワークの機能強化を推進するとともに、高齢者サービス調整会議等の充実等により、きめ細かな対応に努める。																																			
認知症地域医療支援事業	<p>認知症サポート医を養成し、かかりつけ医や地域包括支援センターとの連携を図り、認知症の早期発見・早期対応の体制づくりに取り組む。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>16</th> <th>17</th> <th>18</th> <th>19</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>サポート医養成(人)</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td>かかりつけ医研修(人)</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>83</td> </tr> </tbody> </table>	年度	16	17	18	19	サポート医養成(人)	—	—	—	2	かかりつけ医研修(人)	—	—	—	83																				
年度	16	17	18	19																																
サポート医養成(人)	—	—	—	2																																
かかりつけ医研修(人)	—	—	—	83																																
徘徊高齢者SOSネットワーク	<p>在宅の認知症高齢者が所在不明になったとき、「徘徊高齢者SOSネットワーク事業」(見守りネットワーク、登録制度、検索システム、一時保護事業)により、早期に発見・保護し、事故防止を図る。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>16</th> <th>17</th> <th>18</th> <th>19</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>年度末登録者数(人)</td> <td>378</td> <td>428</td> <td>386</td> <td>411</td> </tr> </tbody> </table>	年度	16	17	18	19	年度末登録者数(人)	378	428	386	411																									
年度	16	17	18	19																																
年度末登録者数(人)	378	428	386	411																																
家族介護者の支援	<p>○認知症介護講座 認知症高齢者に関する正しい応対方法及びサービス制度等について学ぶ介護実践講座を実施する。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>16</th> <th>17</th> <th>18</th> <th>19</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>参加者数(人)</td> <td>567</td> <td>623</td> <td>380</td> <td>384</td> </tr> </tbody> </table> <p>○認知症介護相談 認知症高齢者の介護者からの相談に、体験のある相談員が応じる「認知症介護相談」を実施する。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>16</th> <th>17</th> <th>18</th> <th>19</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>相談者数(人)</td> <td>19</td> <td>25</td> <td>73</td> <td>41</td> </tr> </tbody> </table> <p>○やすらぎ支援員派遣 認知症高齢者の在宅介護経験のあるボランティアが居宅を訪問し見守りや話し相手になり、家族介護者のリフレッシュとともに、相談に応じる。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>16</th> <th>17</th> <th>18</th> <th>19</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>利用家族数(世帯)</td> <td>5</td> <td>5</td> <td>11</td> <td>17</td> </tr> <tr> <td>総利用回数(回)</td> <td>42</td> <td>100</td> <td>173</td> <td>327</td> </tr> </tbody> </table>	年度	16	17	18	19	参加者数(人)	567	623	380	384	年度	16	17	18	19	相談者数(人)	19	25	73	41	年度	16	17	18	19	利用家族数(世帯)	5	5	11	17	総利用回数(回)	42	100	173	327
年度	16	17	18	19																																
参加者数(人)	567	623	380	384																																
年度	16	17	18	19																																
相談者数(人)	19	25	73	41																																
年度	16	17	18	19																																
利用家族数(世帯)	5	5	11	17																																
総利用回数(回)	42	100	173	327																																

主な事業	事業概要															
認知症高齢者グループホーム	<p>認知症高齢者グループホームは、20年3月末現在で 86カ所 1,269人分が整備されているが、引き続き整備を進める。</p> <table border="1" data-bbox="512 360 1410 510"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>16</th> <th>17</th> <th>18</th> <th>19</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>箇所数(カ所)</td> <td>61</td> <td>78</td> <td>82</td> <td>86</td> </tr> <tr> <td>人数(人分)</td> <td>903</td> <td>1,125</td> <td>1,197</td> <td>1,269</td> </tr> </tbody> </table>	年度	16	17	18	19	箇所数(カ所)	61	78	82	86	人数(人分)	903	1,125	1,197	1,269
年度	16	17	18	19												
箇所数(カ所)	61	78	82	86												
人数(人分)	903	1,125	1,197	1,269												
認知症介護専門職員の養成	<p>認知症介護実践者等養成事業</p> <p>○認知症介護実践研修 認知症介護の理念、知識及び技術を習得させる実践的研修を実施し、認知症介護の専門職員を養成し、介護サービスの充実を図る。</p> <p>○認知症介護指導者養成研修 認知症介護実践研修にかかる指導者を養成する。</p> <table border="1" data-bbox="517 882 1410 1021"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>16</th> <th>17</th> <th>18</th> <th>19</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>認知症介護実践研修</td> <td>206</td> <td>176</td> <td>141</td> <td>153</td> </tr> <tr> <td>認知症介護指導者養成研修</td> <td>2</td> <td>3</td> <td>3</td> <td>3</td> </tr> </tbody> </table>	年度	16	17	18	19	認知症介護実践研修	206	176	141	153	認知症介護指導者養成研修	2	3	3	3
年度	16	17	18	19												
認知症介護実践研修	206	176	141	153												
認知症介護指導者養成研修	2	3	3	3												

(7) 高齢者の権利擁護

虐待などにより権利が侵害されている高齢者に関する相談は地域包括支援センターで、虐待の通報・届出については区役所に対応するとともに、保健・医療・福祉・法曹等の各分野とのネットワークの機能強化を推進し、情報交換、事例検討等を通じて、専門的かつ適切な対応に努めている。

また、認知症高齢者など判断能力が十分でない要援護高齢者が適切なサービスが受けられるよう、福祉サービスの利用手続きや日常的な金銭の支払い等を支援するとともに、任意後見、成年後見制度について広報・普及に努めている。

主な事業	事業概要										
虐待の予防と支援策	<p>身体的虐待などの権利侵害に対して、地域包括支援センターを中心とした相談や見守りをはじめ、困難事例等については、区での保健・医療・福祉・法曹等関係機関との虐待防止ネットワークを活用し対応する。また、市において「高齢者虐待防止連絡協議会」を設置し、関係機関とのネットワークの機能強化を図るとともに、専門的かつ適切な対応による支援ができるよう、情報交換や事例検証等を実施する。</p>										
権利擁護に関する啓発・研修の実施	<p>高齢者の権利侵害を防ぐため、権利擁護について、市政だよりや「ハートフルフェスタ福岡」での啓発をはじめ、広報誌等を活用した情報提供を行うなど、市民への普及・啓発に努めている。また、NPO団体への支援や介護サービス事業者等に対する研修等を実施している。</p>										
日常生活自立支援事業 (市社会福祉協議会)	<p>判断能力が十分でない高齢者が、地域で自立した生活を送れるよう、福祉サービスの利用手続きや日常的な金銭管理などの生活支援を行う。</p> <table border="1" data-bbox="517 1357 1410 1458"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>16</th> <th>17</th> <th>18</th> <th>19</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>年度末契約者数(人)</td> <td>111</td> <td>129</td> <td>158</td> <td>195</td> </tr> </tbody> </table> <p>*平成20年度から事業名変更(旧名:地域福祉権利擁護事業)</p>	年度	16	17	18	19	年度末契約者数(人)	111	129	158	195
年度	16	17	18	19							
年度末契約者数(人)	111	129	158	195							
成年後見制度利用支援事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>成年後見制度普及のための広報活動を行う。</li> <li>身寄りのない認知症高齢者が成年後見人等による支援を受けられるよう、市長が後見開始等の申立を行うとともに、必要な場合、申立費用及び後見人報酬の助成を行う。</li> </ul> <table border="1" data-bbox="517 1727 1410 1827"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>16</th> <th>17</th> <th>18</th> <th>19</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>利用者数(人)</td> <td>2</td> <td>2</td> <td>1</td> <td>4</td> </tr> </tbody> </table>	年度	16	17	18	19	利用者数(人)	2	2	1	4
年度	16	17	18	19							
利用者数(人)	2	2	1	4							

### 3 生きがいくりと社会参加施策について

#### (1) 文化・スポーツ活動の推進

仲間との出会いや社会参加、生きがいくりのため、各種の文化・スポーツ活動や高齢者の地域活動を推進する。

事業例：高齢者ゲートボール大会、高齢者グラウンド・ゴルフ大会、高齢者美術展  
 高齢者囲碁・将棋大会、高齢者保健福祉大会、高齢者スポーツ大会  
 ねんりんピック選手派遣事業、老人教室、高齢者創作講座など

#### (2) 社会参加活動の支援

高齢者の地域での自主的な活動である老人クラブ活動や、高齢者の就業を通じ、生きがいくりや社会参加を推進するシルバー人材センターへの助成など、その活動を支援するとともに、高齢者が地域活動やボランティア活動に積極的に参加し社会に貢献するため、知識・技術等の能力を生かすことができるような高齢者の活動の場づくりに努める。

##### ○老人クラブ（補助金交付）

年度	16	17	18	19
老人クラブ数	1,029	1,000	946	919
会員数（人）	60,775	57,137	52,623	51,106

##### ○シルバー人材センター

年度	16	17	18	19
会員数（人）	5,805	5,938	5,957	6,092

##### ○アクティブシニアボランティア

年度	18	19
登録数（人）	99	77

##### ○高齢者乗車券

年度分	16	17	18	19（見込）
交付実績（人）	78,233	84,289	88,409	86,496

※ 年度は、乗車券の交付年度（9月1日～翌年9月30日）

##### ○敬老金・敬老祝品

	80～89歳		90歳以上	
16年度交付実績（人）	40,881		9,202	
	80歳	88歳	100歳	101歳以上
17年度交付実績（人）	7,276	2,509	114	220
18年度交付実績（人）	7,127	2,682	146	230
19年度交付実績（人）	7,383	2,863	166	269

### (3) 拠点施設の整備

老人福祉センターや老人いこいの家については、高齢者の生きがいや健康、教養及びレクリエーションの場としての役割に加え、高齢者のボランティア活動や地域活動の拠点としての機能の充実に努める。

主な事業	事業概要			
老人福祉センター	長生園	博多区千代一丁目	昭和43年4月設置	1206.13 m <sup>2</sup>
	福寿園	西区今宿青木	昭和47年8月設置	1672.45 m <sup>2</sup>
	若久園	南区若久六丁目	昭和48年9月設置	1086.83 m <sup>2</sup>
	東香園	東区香住ヶ丘一丁目	昭和50年2月設置	1032.62 m <sup>2</sup>
	舞鶴園	中央区長浜一丁目	昭和52年4月設置	1080.03 m <sup>2</sup>
	寿楽園	城南区南片江二丁目	昭和63年12月設置	1058.22 m <sup>2</sup>
	早寿園	早良区重留七丁目	平成元年8月設置	1290.00 m <sup>2</sup>
※18年度より指定管理者による管理運営				
老人いこいの家整備	設置数	144校区 (平成20年3月末)		
	平成20年度建替 (公民館合築)	5校区 和白、箱崎、席田、日佐		
	(単 独)	大楠		
	平成20年度新設	照葉、曲淵		

#### 老人いこいの家の建替 (着工ベース)

年 度	17	18	19	20 (予定)
建 替 数	9	9	7	5
累計建替数	60	69	76	81





介護保険事業計画策定に係る国・県の動向について

## 1 第4期介護保険事業計画策定に当たっての国の考え方

介護保険事業計画については、国が示す基本指針（「介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施を確保するための基本的な指針」平成20年6月頃示される予定）に基づき策定することとなりますが、現在示されている国の考え方（国の参酌標準）の主なものは、以下のとおりです。

区 分	第3期計画における指針	第4期計画の考え方
○計画の位置づけ	平成27年（2015年）の高齢者の姿を念頭に置き、第5期介護保険事業計画の最終年度である平成26年度（2014年度）における目標を立てたうえで、そこに至る中間段階の位置付けという性格を有するものとして策定する。	第3期計画の策定に際して設定した平成26年度（2014年度）における目標に至る中間段階の位置付けという性格を有するものとして策定する。また、療養病床の再編成を円滑に進めるため、県の地域ケア体制整備構想との調和を図る。
○平成26年度（2014年度）目標値の設定	※以下のとおり	第3期計画の策定に際して、基本指針において示した平成26年度（2014年度）目標値設定の考え方は、第4期計画においても変更しない。 第4期計画の策定に当たっては、第3期計画策定の際に設定した平成26年度（2014年度）の目標値を基礎としつつ、直近の状況を踏まえた適正な補正を行うことが必要である。
○要介護認定者数に対する施設・居住系サービスの利用者割合	平成26年度（2014年度）において、介護保険施設及び介護専用の居住系サービスの利用者数の合計の割合を、要介護2以上の認定者数の37%以下とすることを目標として設定する。  ※介護保険施設は、地域密着型介護老人福祉施設を含む。 ※居住系サービスは、認知症対応型共同生活介護、介護専用型の特定施設入居者生活介護。	第3期計画における指針に同じ。 （同左）  ただし、医療療養病床が介護保険施設等に転換することによって生じる利用者数の増加分は目標値の外数として取り扱う。
○介護保険施設等の重度化への重点化	平成26年度（2014年度）の介護保険施設の利用者数は、その利用者数全体に対する要介護4及び5の者の割合を70%以上とすることを目標として設定する。	第3期計画における指針に同じ。 （同左）  ただし、医療療養病床が介護保険施設等に転換することによって生じる利用者数の増加分は目標値の外数として取り扱う。

区 分	第3期計画における指針	第4期計画の考え方
<p>○要介護認定者数及び介護予防事業等の実施効果等の指針</p>	<p>第3期事業計画における要介護認定者数の推計に当たっては、平成26年度（2014年度）までの要介護認定者数について、地域支援事業及び新予防給付の実施による予防効果を含めて見込む。</p> <p>国の参酌標準（第3期計画） ※地域支援事業の参酌標準</p> <p>1. 実施対象者 要支援・要介護状態に陥るおそれのある者（高齢者人口の5%（平成20年度以降）に前年度の当該事業の実施により自立にとどまる者を加えた人数を対象として事業を実施</p> <p>2. 実施効果 事業を実施した高齢者の20%（平成18年度実施分は12%、平成19年度実施分は16%）</p> <p>※新予防給付の参酌標準</p> <p>1. 実施対象者 要支援を対象として事業を実施。</p> <p>2. 実施効果 平成20年度事業実施分以降は、要支援・要介護1の人数の10%（平成18年度実施分は6%、平成19年度実施分は8%）</p>	<p>第3期計画の策定の際に行った将来推計の数値や県の地域ケア体制整備構想において定めた平成26年度（2014年度）までの見込量を基礎としつつ、できるだけ最新の統計に基づいた補正を行うとともに、療養病床再編成に伴う要介護認定者数への影響を的確に盛り込む。</p> <p>地域支援事業（介護予防事業）等実施効果による認定者数の目標値等の考え方については、制度移行後の介護予防事業等の実施状況やその効果に関するデータ等を収集し、評価分析を行った上で見直すことが考えられる。</p> <p>※国の参酌標準（第4期計画） 平成20年6月の基本指針以降に示される予定。</p>
<p>○医療療養病床から介護保険施設等への転換分の量の見込み</p>		<p>医療療養病床が介護保険施設等に転換することによって生じる介護給付費等対象サービスの量の見込みは、3年間で医療療養病床から介護保険施設等に段階的に転換されるよう、年度ごとに定める。</p> <p>医療療養病床からの転換分は、他の介護給付等対象サービスとは別のサービス類型として一体的に量の見込みを定めることとし、サービスの種類ごとの内訳まで示す必要がない。</p>

## 2 第4期介護保険事業（支援）計画等について

今回示すものは、各自治体の第4期介護保険事業（支援）計画の策定準備に資するため、現段階で考えられる事項を整理したものであり、今後、基本指針を改正する過程において変更等がありうることに留意願いたい。

### (1) 第4期介護保険事業（支援）計画の位置付け

第4期（平成21年度から平成23年度まで）の介護保険事業（支援）計画（以下「第4期計画」という。）については、第3期（平成18年度から平成20年度まで）の介護保険事業（支援）計画（以下「第3期計画」という。）の策定に際して、各市町村（特別区を含む。以下同じ。）及び都道府県が設定した平成26年度の目標に至る中間段階の位置付けという性格を有するものとして策定する。

また、療養病床の再編成を円滑に進めるため、各都道府県が策定する地域ケア体制整備構想、都道府県医療費適正化計画、医療計画その他の法律の規定による計画であって、要介護者等の保健、医療又は福祉に関する事項を定めるものと調和が保たれたものとする必要がある。

### (2) 第4期計画の課題

第4期計画期間においては、2015年（平成27年）の高齢者介護のあるべき姿を念頭に置きながら、介護給付等対象サービスを提供する体制の確保及び地域支援事業の実施に関する取組みをより一層推進することが必要である。

また、療養病床の再編成に当たっては、各都道府県が策定する地域ケア体制整備構想における療養病床転換推進計画の内容等を第4期計画に適切に反映するとともに、地域における療養病床に入院している高齢者の実態を把握し、医療の必要性の高い高齢者に対しては、引き続き療養病床において必要な医療サービスを提供する一方、医療の必要性の低い高齢者に対しては、その状態に相応しい介護給付等対象サービスが提供されるよう、療養病床から介護保険施設等への転換を進めることが必要である。

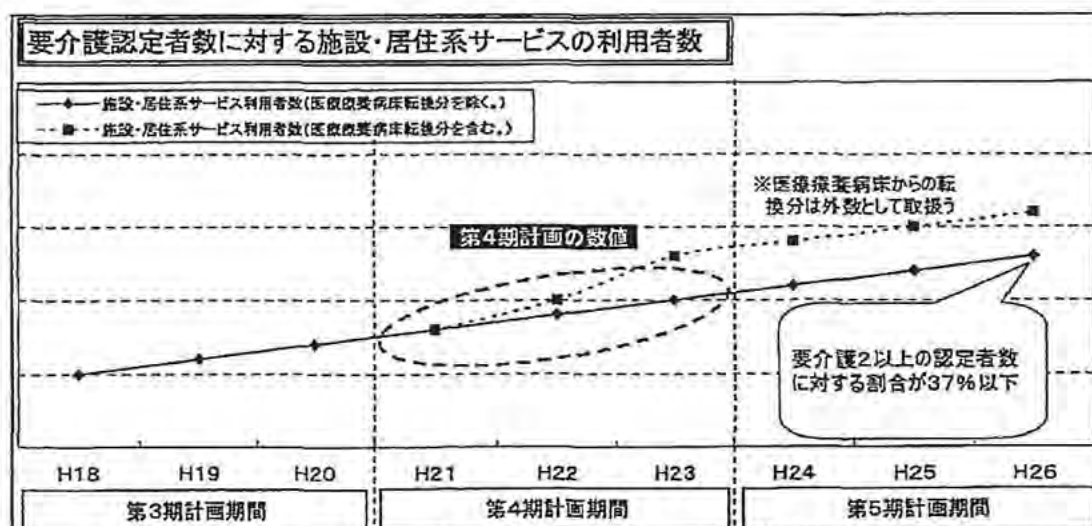
### (3) 平成26年度目標値の設定の考え方について

第3期計画の策定に際して、基本指針において示した平成26年度目標値の設定の考え方については、第4期計画においても変更しないこととする。

このため、第4期計画の策定に当たっては、次に掲げるそれぞれの事項ごとに、第3期計画策定の際に設定した平成26年度の目標値を基礎としつつ、直近の現状を踏まえた適切な補正を行うことが必要である。

また、平成19年6月に通知した「第4期介護保険事業（支援）計画における療養病床等の取扱いに関する基本的考え方について」（平成19年6月29日老計発第0629001号老健局計画課長通知。）において示したとおり、第4期計画期間においては、医療療養病床（回復期リハビリテーション病棟である療養病床を除く。以下同じ。）から介護保険施設等への転換に伴う介護給付対象サービスの利用者数及び介護保険施設等の入所定員数の増加分については、次に掲げるそれぞれの目標値の外数として取扱うこととする。

#### 【参考1：医療療養病床転換分を平成26年度目標値の外数として取扱うイメージ】



#### ア 要介護認定者数に対する施設・居住系サービスの利用者数割合

市町村は、平成26年度の介護専用型特定施設における特定施設入居者生活介護、認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護及び指定施設サービス等（以下「施設・居住系サービス」と総称する。）の利用者数の合計数の要介護2以上の認定者数に対する割合を37%以下とすることを目標として設定する。

ただし、施設・居住系サービスの利用者数の合計数には、医療療養病床がこれらのサービスを提供する介護保険施設等に転換することによって生じる利用者数の増加分を含めないこととする。

#### イ 介護保険施設等の重度者への重点化

市町村は、平成26年度の地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護及び指定施設サービス等の利用者数の合計数のうち要介護4及び要介護5の認定者数の合計数が占める割合を、70%以上とすることを目標として設定する。

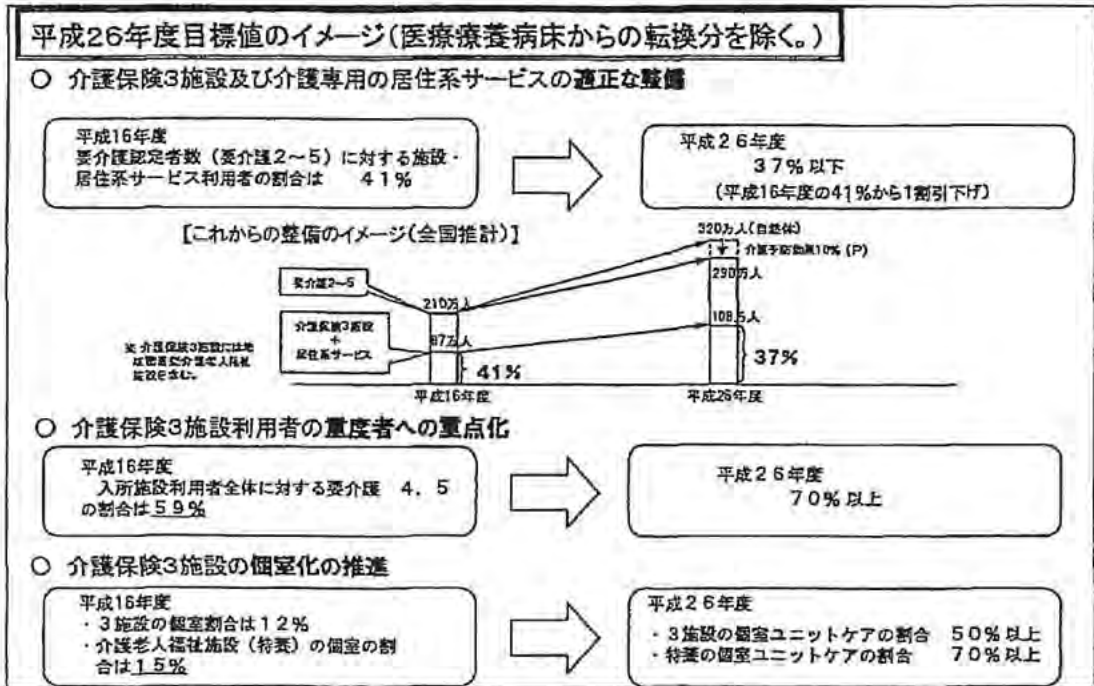
ただし、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護及び指定施設サービス等の利用者数の合計数には、医療療養病床がこれらのサービスを提供する介護保険施設等に転換することによって生じる利用者数の増加分を含めないこととする。

#### ウ 介護保険施設等の個室・ユニット化

都道府県は、平成26年度の地域密着型介護老人福祉施設及び介護保険施設の入所定員の合計数のうちのユニット型施設の入所定員の合計数が占める割合を、50%以上（そのうち地域密着型介護老人福祉施設及び指定介護老人福祉施設の入所定員の合計数のうちのユニット型施設の入所定員の合計数が占める割合については、70%以上）とすることを目標として設定する。

ただし、地域密着型介護老人福祉施設及び介護保険施設の入所定員の合計数並びにそのうちのユニット型施設の入所定員の合計数には、医療療養病床がこれらの介護保険施設等に転換することによって生じる入所定員数の増加分を含めないこととする。

【参考2：平成26年度目標値のイメージ】



(4) 第4期計画における介護給付等対象サービス等の見込み量の設定等について

ア 高齢者人口及び要支援・要介護度別認定者数の将来推計の算出方法

介護給付等対象サービスの見込み量を設定するに当たっては、高齢者数及び要支援・要介護度別・性・年齢階級別認定者数の推計が必要不可欠である。

第4期計画では、各市町村が第3期計画の策定の際に行った将来推計の数値や地域ケア体制整備構想において定めた平成26年度までの見込み量を基礎としつつ、できるだけ最新の統計に基づいた補正を行うとともに、都道府県が医療機関に対して実施する転換意向調査等の調査結果を活用し、療養病床再編成に伴う要支援・要介護認定者数への影響を的確に盛り込むことが重要である。

イ 介護予防事業等の実施効果等の推計方法

要支援・要介護認定者数については、アで推計した要支援・要介護認定者数の自然体の将来推計を基に、予防給付対象サービス(介護給付等対象サービスのうち予防給付に係るものをいう。以下同じ。)及び介護予防事業(以下「介護予防事



業等」という。)の実施効果を加味して算出することとなる。

「介護予防事業の対象者数の見込みに当たっての考え方」及び「予防給付及び介護予防事業の効果による認定者数の目標値の設定の考え方」については、第3期の基本指針において示したところであるが、これらの考え方については、今後、制度施行後の介護予防事業等の実施状況やその効果に関するデータ等を収集し、評価分析を行った上で見直すことが考えられる。

介護予防事業等の実施効果等については、介護予防事業等の量の見込みだけでなく、要支援・要介護度別認定者数の将来推計や介護給付等対象サービスの量の見込みにも大きな影響を及ぼすことから、これらの考え方の検討状況については、逐次情報提供することとし、新たな考え方を示した場合には、第4期計画に適切に反映させるよう留意願いたい。

#### ウ 介護給付等対象サービス等の見込み量の設定について

第4期計画期間における介護給付等対象サービス等の量の見込みについては、それぞれ以下に掲げる点に配慮して定めることとする。

##### (ア) 医療療養病床から介護保険施設等への転換分以外の施設・居住系サービスの量の見込み

各市町村における施設・居住系サービスの直近の利用者数から(3)のAに掲げる平成26年度の目標値が達成されるよう、計画的に設定された数値を標準として、地域の実情に応じて定めることとする。

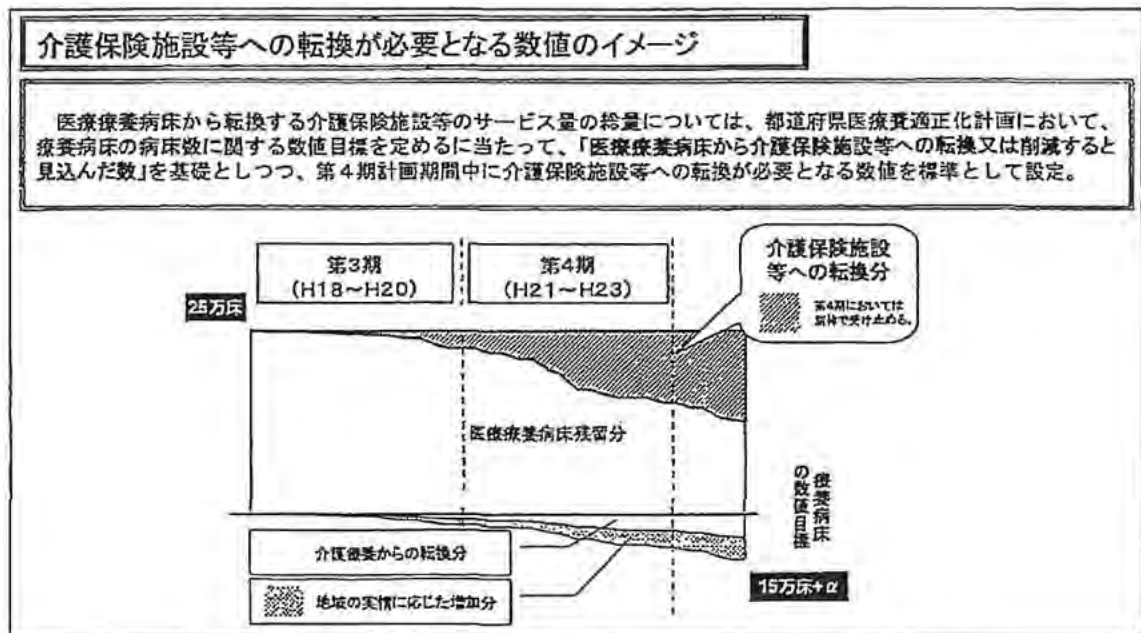
なお、介護療養施設サービスについては、平成23年度末に廃止されることから、平成21年度から平成23年度までの3年間で、その利用者数を段階的に減少するように見込むとともに、介護療養型医療施設がその他の介護保険施設等に転換することによって生じる介護給付等対象サービスの量の見込みが段階的に増加するよう、年度ごと、サービスの種類ごとに定めることが必要である。

(イ) 医療療養病床から介護保険施設等への転換分の量の見込み

医療療養病床が介護保険施設等に転換することによって生じる介護給付対象サービスの量（以下「医療療養病床からの転換分」という。）の見込みについては、都道府県医療費適正化計画に定める平成24年度末の療養病床の病床数に関する数値目標を達成するために、第4期計画期間に介護保険施設等への転換が必要となる数値を標準として、平成21年度から平成23年度までの3年間で医療療養病床から介護保険施設等に段階的に転換されるよう、年度ごとに定めることとする。

なお、医療療養病床からの転換分については、医療療養病床からの転換分以外の介護給付等対象サービスとは別のサービス類型として一体的に量の見込みを定めることとし、サービスの種類ごとの内訳についてまで示す必要はないものとする。

【参考3：医療療養病床から介護保険施設等への転換が必要となる数値のイメージ】



【参考4：療養病床転換分に係る給付費の見込み方のイメージ①】

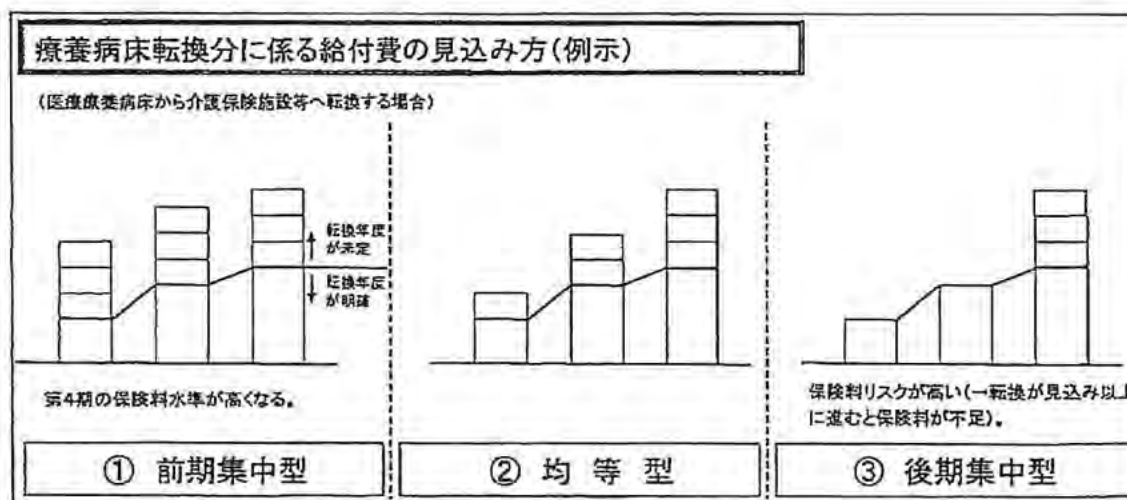
第4期計画の策定に当たって、転換先の施設種別及び転換時期について、明確な意思表示をした医療機関に係る分については、原則、その転換先・転換年度の意向を尊重し、これに必要な給付費を確保する。

都道府県医療費適正化計画に照らして、第4期計画期間中に介護保険施設等への転換が必要となるが、医療機関の転換意向が明確でないものについては、市町村が都道府県や被保険者を始めとする関係者の意見を踏まえた上で、第4期の給付費や保険料に及ぼす影響などを見ながら、地域の実情に応じた転換先（給付費単価）・転換年度を設定する。

		転換意向あり				未定	転換意向なし
		転換年度・転換先の施設種別が明確	転換年度のみ明確	転換先の施設種別のみ明確	転換意向のみ		
給付費の見込み方	給付費単価	転換先の給付費単価	市町村の裁量で給付費単価を設定	転換先の給付費単価	市町村の裁量で給付費単価を設定		
	各年度の量の見込み	年度ごとに意向どおりの量を見込む		市町村の裁量で各年度に振分け			

【参考5：療養病床転換分に係る給付費の見込み方のイメージ②】

年度の振分けについては、転換年度が明確な療養病床数を基本として、転換先未定のベッド数を、市町村が都道府県や被保険者を始めとする関係者の意見を踏まえた上で、地域の実情に応じて振り分ける。



(ウ) その他の介護給付対象サービス、予防給付対象サービス及び地域支援事業の  
量の見込み

その他の介護給付対象サービスについては、直近の介護給付対象サービスの給付の実績を分析し、かつ、評価し、要介護者の介護給付対象サービスの利用に関する意向等を把握した上で、第3期の基本指針において示した参酌標準を参考として、年度ごと、サービスの種類ごとに定めることが必要である。

なお、予防給付対象サービス及び地域支援事業の量の見込みについては、(4)のイの介護予防事業等の実施効果等の考え方が明らかになり次第、追って示すこととする。

(5) 施設・居住系サービス等に係る必要入所（利用）定員総数の設定について

ア 市町村が定める市町村全域及び日常生活圏域の必要利用定員総数について

市町村は、市町村全域及び日常生活圏域ごとの各年度の認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護及び地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護それぞれの必要利用定員総数を介護保険事業計画に定める必要があるが、医療療養病床が第4期計画期間においてこれらのサービスを提供する施設等に転換する分については、当該必要利用定員総数には含めないこととし、必要利用定員総数の超過を理由とする指定拒否の仕組みは適用しないこととする。

一方で、介護療養型医療施設がこれらのサービスを提供する施設等に転換する分については、当該転換分を含めて、市町村全域及び日常生活圏域ごとのそれぞれの必要利用定員総数を定めるとともに、当該転換分以外の必要利用定員総数を非転換分の必要利用定員総数として、別に定めることが必要である。

イ 都道府県が定める老人福祉圏域ごとの必要入所（利用）定員総数について

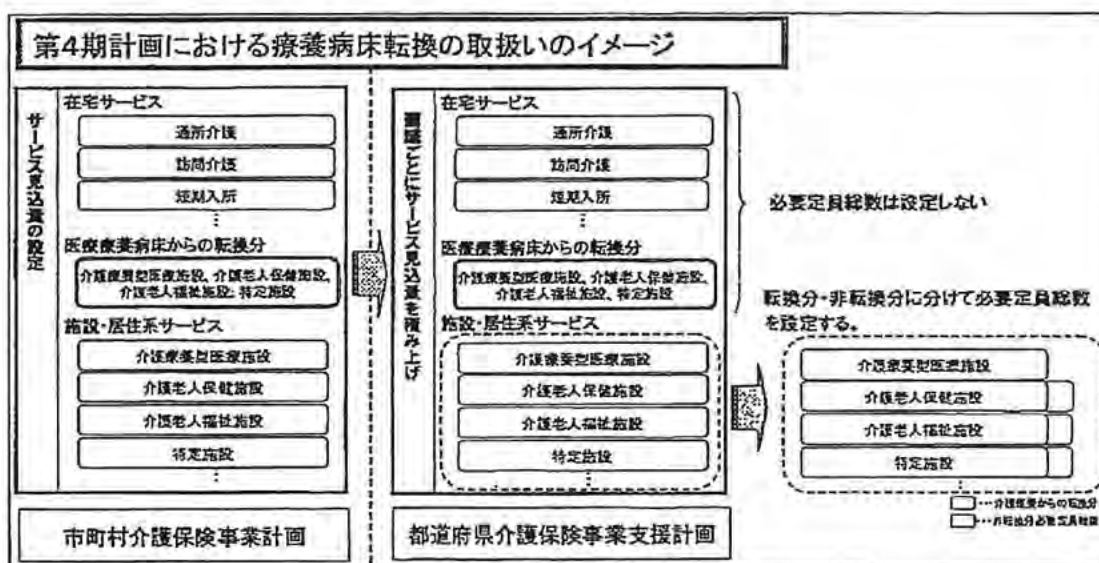
都道府県は、老人福祉圏域ごとの各年度の介護専用型特定施設入居者生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護及び地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護それぞれの必要利用定員総数、介護保険施設の種類ごとの必要入所定員総数

を介護保険事業支援計画に定める必要があるが、医療療養病床が第4期計画期間においてこれらのサービスを提供する施設等に転換する分については、当該必要入所（利用）定員総数には含めないこととし、必要入所（利用）定員総数の超過を理由とする指定等拒否の仕組みは適用しないこととする。

一方で、介護療養型医療施設がこれらのサービスを提供する施設等に転換する分については、当該転換分を含めて、老人福祉圏域ごとのそれぞれの必要入所（利用）定員総数を定めるとともに、当該転換分以外の必要入所（利用）定員総数を非転換分の必要入所（利用）定員総数として、別に定めることが必要である。

また、混合型特定施設について、必要利用定員総数を設定する場合についても、同様の取扱いとする。

【参考6：第4期計画における療養病床転換の取扱いのイメージ】



(6) 老人保健計画の廃止について

今般の医療構造改革により、平成20年4月から、老人保健法における保健事業は廃止されることとなった。

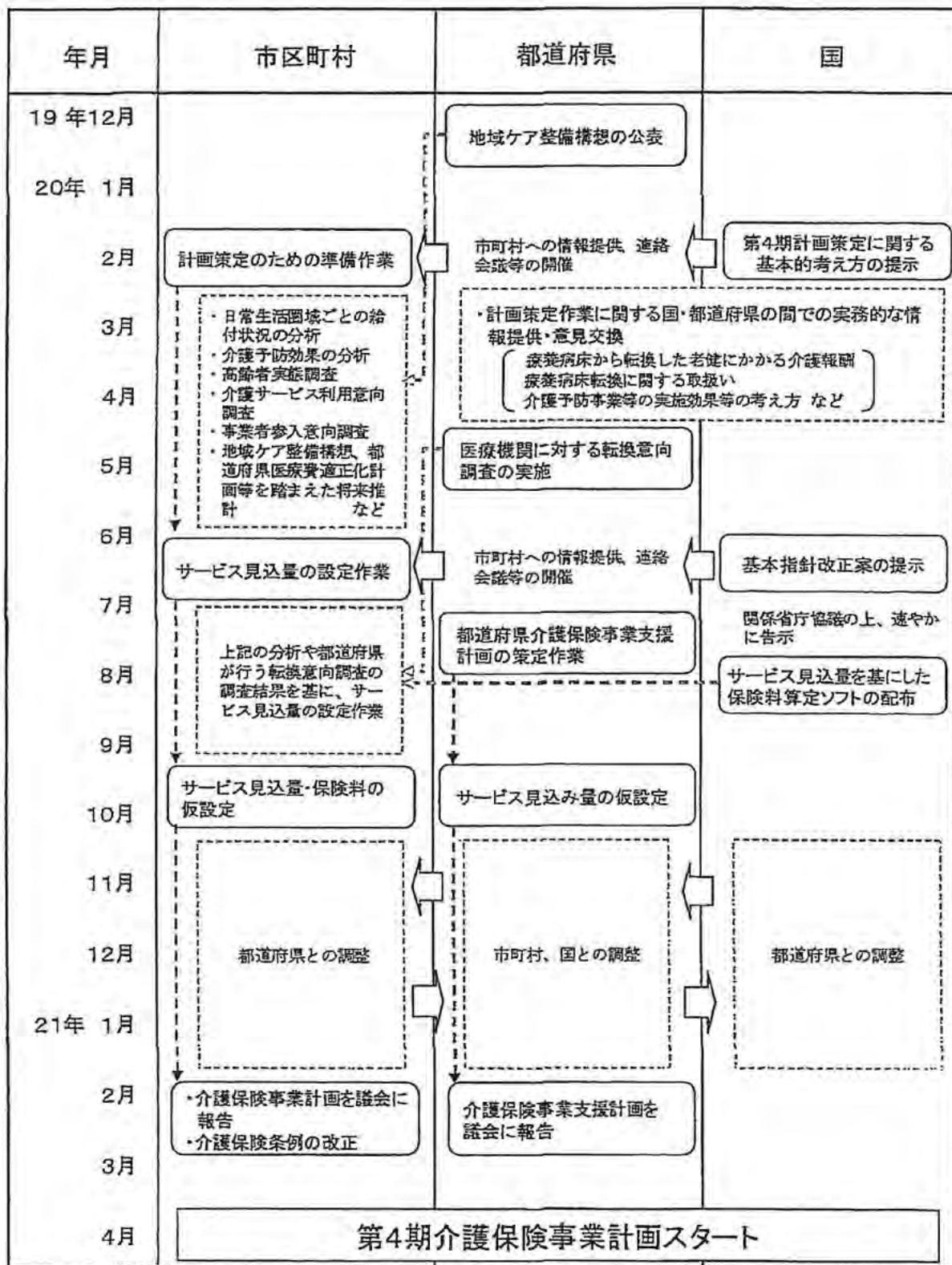
これに伴い、第4期計画については、老人福祉計画と一体のものとして作成することとなるが、介護保険事業計画において介護予防事業の見込み量等を定めるに当

たつては、医療法の規定による医療計画、健康増進法の規定による健康増進計画等との調和が保たれたものとする必要があることに留意されたい。

(7) 第4期計画の策定スケジュールについて

今後の第4期計画の作業スケジュールを別紙のとおり整理したので、了知の上、管内市区町村、関係団体、関係機関等への情報提供をお願いしたい。

○ 第4期計画の策定スケジュール(案)



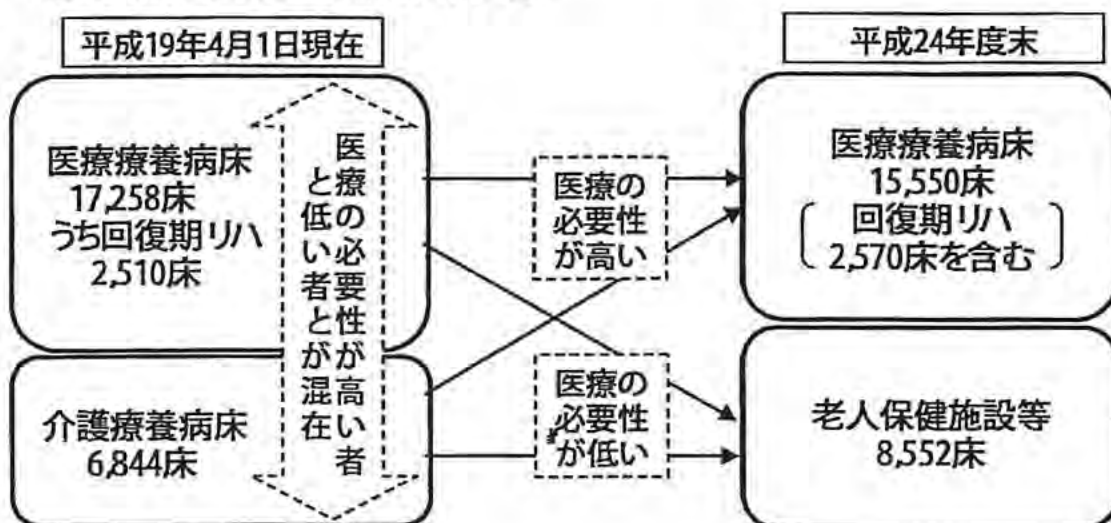
## 2 福岡県地域ケア体制整備構想の概要について

### 【構想策定の背景と趣旨】

国の医療制度改革により、療養病床が再編成されることとなった。

療養病床については、医療の必要性が高い方に特化し、医療の必要性が低い方については介護サービスの提供、地域社会における住まいの整備や見守りサービス、在宅医療の展開等を図る必要がある。

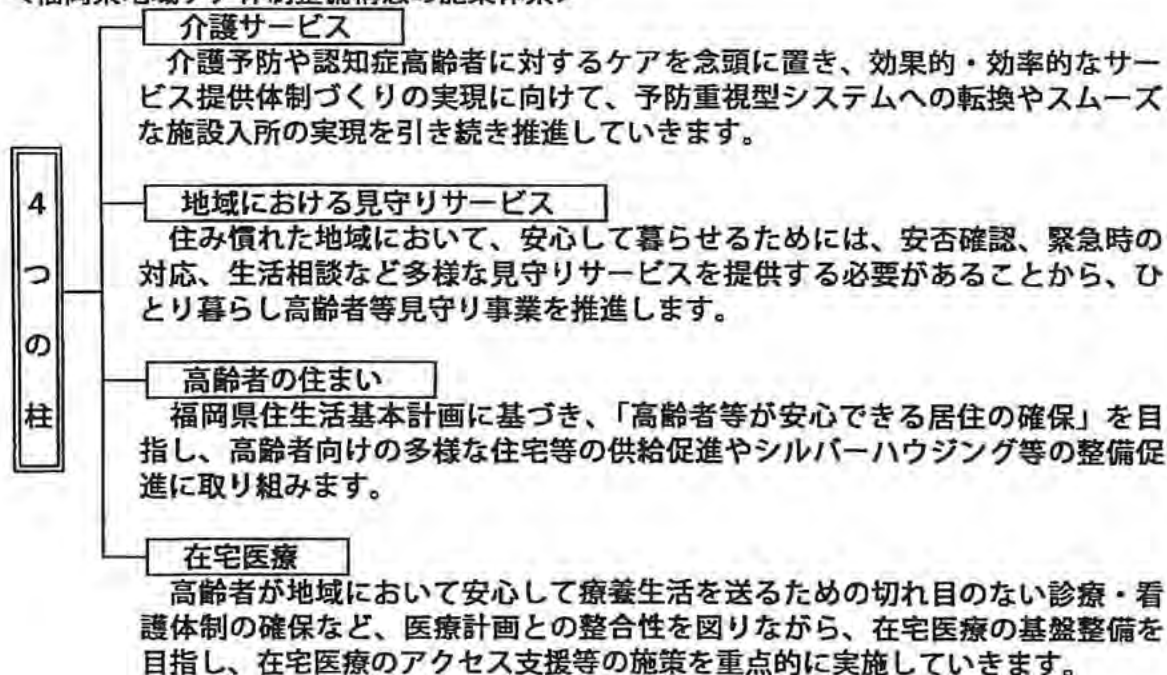
療養病床の再編成を踏まえ、介護サービスをはじめとして、地域における見守りサービスや住まいの整備、在宅医療提供体制の整備等を含めて、県、市町村、医療機関、介護事業者、そして県民それぞれが連携・協力して取り組むべき方向を示した「福岡県地域ケア体制整備構想」を策定するもの。



### 【構想策定にあたっての基本理念】

「いきいきと暮らせる安全・安心な社会づくり」を基本理念とし、県民すべてが安心して健やかに暮らせる活力ある高齢社会の実現を目指す。

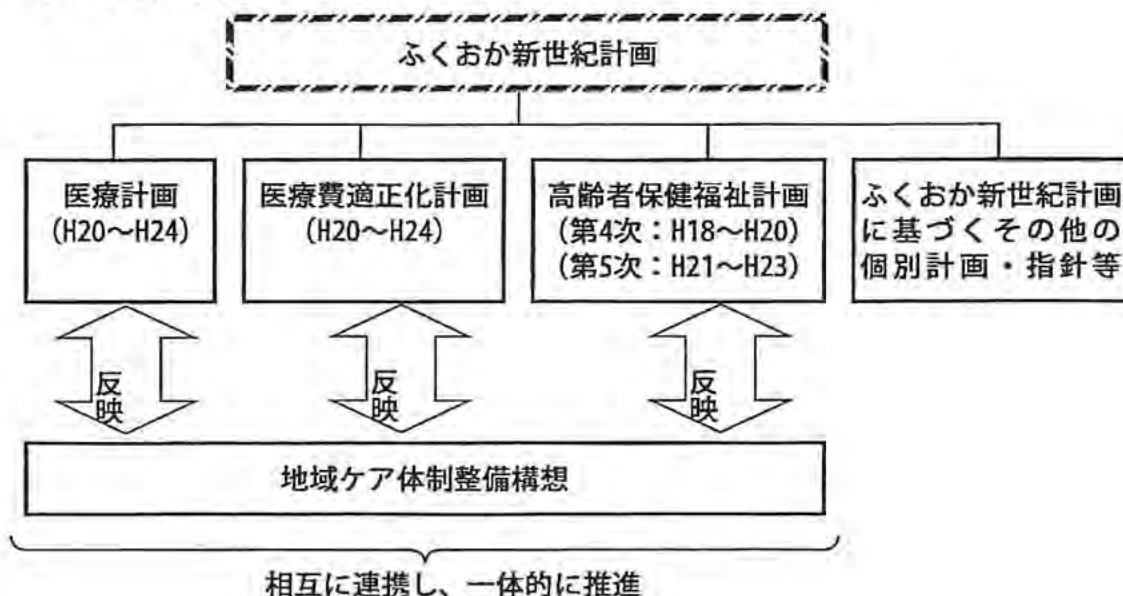
### <福岡県地域ケア体制整備構想の施策体系>





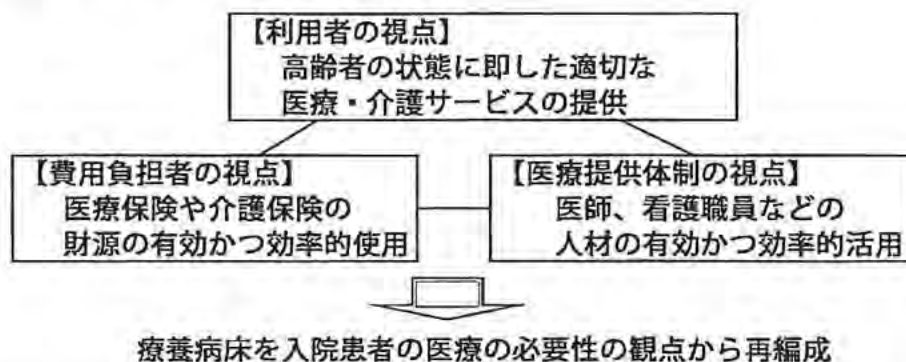
【施策推進のための諸計画との関係】

本構想は、「ふくおか新世紀計画」に基づく「医療計画」「医療費適正化計画」「高齢者保健福祉計画」が調和を保つことができるよう、統一的・横断的な基本対応方針を明らかにするもの。



【療養病床の再編成に関する基本姿勢】

- 再編成に対応するための3つの視点



- 福岡県における療養病床の目標値に対する考え方

- 療養病床の介護保険施設等への円滑な転換を進める一方で、医療の必要性が高い入院患者の療養先の確保や高齢化の進展等に伴って増加すると見込まれる長期療養が必要な高齢者のための病床を確保することが必要である。
- このため、福岡県においては、療養病床に入院している全患者を対象とした実態調査を独自に実施し、その結果得られた入院患者の状態像に基づき平成24年度末の療養病床目標値を15,550床(回復期リハビリテーション病床を除き12,980床)と設定する。
- 今後、この目標数をもとに、平成20年度の早い時期に医療機関の転換意向を調査し、その結果を加味して具体的な療養病床の転換計画を策定する。  
この転換計画に沿って、入院を要する長期療養患者のための病床が失われないよう、必要な療養病床数を確保した上で、円滑な介護保険施設等への転換が実現することを旨とする。

【地域ケア体制の将来像】

- 高齢化等の将来推計  
・ 総人口及び高齢者数

(単位：千人)

	平成17年	平成27年	平成37年	平成47年
総人口	5,050	4,977	4,759	4,440
高齢者数	1,002	1,301	1,433	1,446
うち後期高齢者数	464	637	834	891
高齢化率	19.9%	26.1%	30.1%	32.6%
区分				
単独世帯	174	238	279	275
夫婦のみ世帯	316	395	394	384
その他世帯	512	669	760	787

- 介護サービス等の推計  
・ 要支援・要介護認定者数

(単位：千人)

区分	平成17年	平成27年	平成37年	平成47年
要介護（支援）者数	202	255	320	368
世帯別				
単独世帯	37	48	60	67
夫婦のみ世帯	46	59	70	78
その他世帯	120	148	190	223
要介護度別				
要支援1	(要支援) 47	52	63	69
要支援2		24	30	34
要介護1	67	64	80	91
要介護2	27	38	47	56
要介護3	23	30	39	46
要介護4	21	26	33	40
要介護5	18	22	28	33
認定率	20.2%	19.6%	22.3%	25.4%

- 望ましい将来像

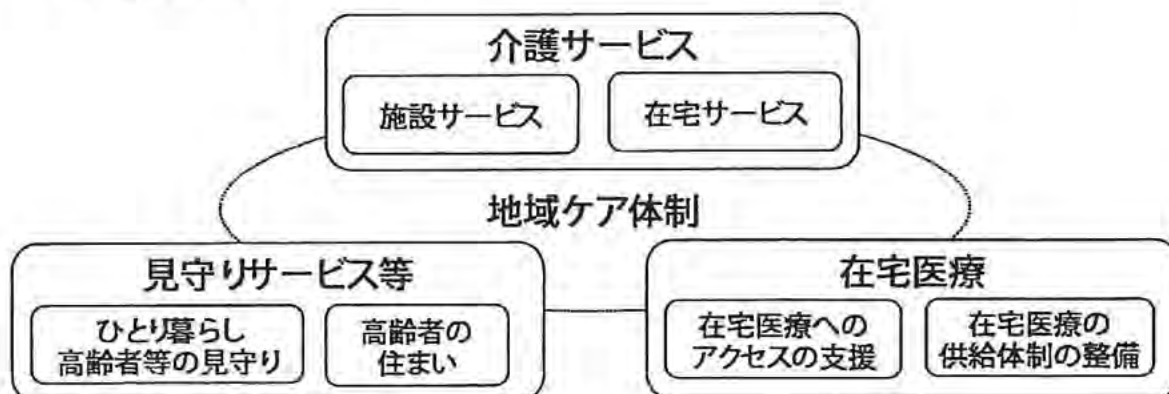
- ・ 日常生活圏域におけるケア体制の充実

高齢者に対する見守り活動をはじめとして、地域のコミュニティや保健・医療・福祉サービスの連携により地域ケア体制の充実を図るとともに、保健・医療・介護に従事する人材の養成・確保を今後も進める必要がある。

- ・ 高齢者のニーズに応じた社会資源の活用・整備

現在の住宅状況等を踏まえ、介護が必要になっても自宅等において安心して暮らし続けられるよう、住宅施策とも連携して高齢者への支援を図っていく必要がある。

<地域ケア体制のイメージ>



【療養病床転換推進計画】

平成19年4月1日時点

医療療養病床	介護療養病床	合 計
17,258床	6,844床	24,102床

- ・ 介護療養病床については、平成23年度末を持って廃止されること。
- ・ 医療療養病床は医療費適正化計画に定める平成24年度末の療養病床の病床数に関する数値目標を達成すること。



医療費適正化計画を踏まえた目標値(平成24年度末)	
療 養 病 床	15,550床(2,570床)

○ 福岡県における「転換計画表」の考え方

今後国から示される予定の制度改正の内容を踏まえて、平成20年度当初に再度「療養病床転換意向等アンケート調査」を実施し、また医療機関から直接ヒアリングを行った後に「転換計画表」を見直す。

見直しの後、「転換計画表」を圏域ごとに作成し、「福岡県介護保険事業支援計画」及び「市町村介護保険事業計画」策定に資する。

○ 福岡県における「転換計画」の進め方

医療の必要性が高い者には療養病床において医療を提供し、低い者に対してはその状態に相応しい介護サービスが提供されるよう、必要な療養病床を確保するとともに介護保険施設等への円滑な転換を進める。

転換にかかる介護保険施設等の指定等については、地域ケア体制整備構想（転換計画表）を反映した介護保険事業支援計画に基づき、計画的に実施する。

# 療養病床転換計画表(総括表)

15,550

(単位:床)

区分	平成19年度		平成20年度		平成21年度		平成22年度		平成23年度		平成24年度	
	増減	年度末	増減	年度末	増減	年度末	増減	年度末	増減	年度末	増減	年度末
療養病床	-174	21,418	-182	21,236	-437	20,799	-115	20,684	-1,131	19,553	-6,573	12,980
回復期/ハ	80	2,570	0	2,570	0	2,570	0	2,570	0	2,570	0	2,570
転換先(合計)	174	174	182	356	437	793	115	908	1,131	2,039	6,573	8,612
介護療養病床	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
うち経過型(再掲)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
老人保健施設	0	0	89	89	202	291	40	331	629	960	423	1,383
特別養護老人ホーム (地域密着型を含む。)	0	0	0	0	39	39	0	39	50	89	0	89
認知症高齢者グループホーム	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
医療療養病床への転換分	33	33	186	219	55	274	64	338	279	617	2,088	2,705
有料老人ホーム等 (特定施設等)	0	0	13	13	0	13	25	38	36	74	0	74
転換期未定/転換先未定	31	31	0	31	0	31	0	31	7,016	7,047	-7,047	0
その他 ※2	174	174	80	254	188	450	50	500	416	916	6,150	7,066

※1 「転換先あり転換先又は転換先未定」の欄には、療養病床からの転換先を明示しているが転換先又は転換先未定となっているものの数値を記入、転換先未定には含まない  
 ※2 「その他」の欄には、平成23年度までは各年度に一般病床への転換先を示したものの数値、平成24年度は医療費適正化計画に定める数値を記載するたりの転換先を記入

# 介護療養病床転換計画表

療養病床転換意向等アンケート調査（平成19年8月調査）

区分	平成19年度		平成20年度		平成21年度		平成22年度		平成23年度		平成24年度	
	増減	年度末	増減	年度末	増減	年度末	増減	年度末	増減	年度末	増減	年度末
介護療養病床 うち超短期リハ	66	6,759	-74	6,517	-24	6,273	-14	6,159	-24	4,918	-438	0
うち超短期(再掲)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
転換先(合計)	0	85	42	327	24	571	14	685	24	1,928	410	6,044
老人保健施設	0	0	54	54	124	176	0	176	919	797	383	1,190
特別養護老人ホーム (地域型等を含む)	0	0	0	0	0	0	0	0	50	50	0	50
認知症高齢者グループホーム	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
医療療養病床への転換分	0	33	100	219	55	274	64	338	273	617	2,000	2,705
有料老人ホーム等 (特定施設等)	0	0	7	2	0	2	0	2	30	38	0	38
未定	0	9	0	9	0	9	0	9	238	237	-227	0
その他 ※1	0	52	0	52	65	117	50	167	67	424	2,437	2,861

転換意向（介護療養病床） 全体=6,633床

(1) 平成23年度末  
医療療養病床 617床 (9.3%)  
うち回復期リハ 64床 (1.0%)  
一般病床 375床 (5.7%)  
介護療養病床 1,962床 (29.6%)  
介護老人保健施設 797床 (12.0%)  
特別養護老人ホーム 50床 (0.8%)  
有料老人ホーム 38床 (0.6%)  
廃止 8床 (0.1%)  
その他 50床 (0.8%)  
未定 2,736床 (41.2%)

※1 「その他」の中には、平成21年度までは各半室に1組病床への転換先が示されていない等、平成21年度以降の移行先が不明な病床の増減を記入。

# 医療療養病床転換計画表

療養病床転換意向等アンケート調査（平成19年8月調査）  
 転換意向（医療療養病床） 全体＝14,180床  
 （単位：床）

区分	平成18年度		平成19年度		平成20年度		平成21年度		平成22年度		平成23年度		平成24年度	
	増減	年毎末	増減	年毎末	増減	年毎末	増減	年毎末	増減	年毎末	増減	年毎末	増減	年毎末
医療療養病床(医療リハビリ)	-122	14,926	-128	14,500	-246	14,252	-65	14,187	-169	14,018	-3743	10,275		
回復期リハ	80	2,570	0	2,570	0	2,570	0	2,570	0	2,570	0	2,570		
病床先(合計)	122	122	128	248	248	488	65	551	169	730	3,743	4,773		
介護療養病床	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
うち在宅型(再掲)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
老人保健施設	0	0	35	35	78	113	40	153	10	163	30	193		
特別養護老人ホーム (老年障害型を含む)	0	0	0	0	38	38	0	38	0	38	0	38		
認知症高齢者グループホーム	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
有料老人ホーム等 (特別施設等)	0	0	11	11	0	11	25	38	0	38	0	38		
転換意向あり(転換先又は転換時期未確定) ※1	22	22	0	22	0	22	0	22	4723	4,780	-4750	0		
その他 ※2	122	122	80	202	131	333	0	333	150	492	3,713	4,205		

(2) 平成24年度以降  
 医療療養病床 7,434床 (52.4%)  
 うち回復期リハ 274床 (1.9%)  
 一般病床 535床 (3.8%)  
 認知症治療病床 44床 (0.3%)  
 介護老人保健施設 193床 (1.4%)  
 特別養護老人ホーム 39床 (0.3%)  
 有料老人ホーム 29床 (0.2%)  
 高齢者専用賃貸住宅 7床 (0.0%)  
 廃止 24床 (0.2%)  
 その他 6床 (0.0%)  
 未定 5,869床 (41.4%)

※1 「転換意向あり(転換先又は転換時期未確定)」の欄には、介護療養病床からの転換意向は表明しているが転換先又は転換時期が未定となっているものが数枚あり、転換先合算には含まない  
 ※2 「その他」の欄には、平成24年度までは各年度ごとの転換意向は表示されていないが、平成24年度は医療療養病床の削減を目的とした転換意向あり